

第百六十六回国会

参議院厚生労働委員会會議録第十六号

平成十九年五月八日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

風間

昶君

補欠選任

山本

保君

四月二十七日

辞任

郡司

彰君

補欠選任

山本

孝史君

五月七日

辞任

山本

孝史君

補欠選任

大塚

耕平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

鶴保

庸介君

阿部

正俊君

中村

博彦君

足立

信也君

津田

弥太郎君

浮島

とも子君

委員

岸

宏一君

坂本

由紀子君

清水

嘉子君

武見

敬三君

中島

真人君

中原

爽君

西島

英利君

南野

知恵子君

大塚

耕平君

櫻井

充君

島田

智哉子君

下田

敦子君

辻 泰弘君

柳澤 光美君

小池 晃君

福島みずほ君

柳澤 伯夫君

石田 祝稔君

菅原 一秀君

松田 茂敬君

大前 忠君

山本 庸幸君

三浦 守君

辰野 裕一君

松谷有希雄君

中村 吉夫君

水田 邦雄君

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、風間昶君及び郡司彰君が委員を辞任され、その補欠として山本保君及び大塚耕平君が選任されました。

○委員長(鶴保庸介君) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。柳澤厚生労働大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ただいま議題となりました社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会保障協定を実施するに当たりましては、従来から社会保障協定を締結することに厚生年金保険法等の特例等に関する法律を制定してきており、その数は既に七本に達しております。これらの特例法は、いずれも医療保険制度及び年金制度の適用並びに年金を受ける権利を確立するための期間の通算に関する社会保障協定上の規定の実施につき、国内法の規定との間の調整に関する事項を定めることを主たる内容とするものであり、その形式及び内容は、おおむね定型化されてきております。

このような状況にかんがみ、社会保障協定に係る法制の簡素化及びその的確かつ円滑な実施を図るため、これまで各国ごとに制定されていた社会保障協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する社会保障協定の実施に備えて、公的医療保険各法及び公的年金各法について必要な特例を一般的に定めることとした次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。

社会保障協定の相手国から我が国に一時的に派遣された者などは、公的医療保険各法及び公的年金各法に關し、被保険者とならないなどの特例を設けることとしております。

第二は、給付の支給要件に関する特例であります。

公的年金各法の給付の支給要件について、社会保障協定の相手国の年金制度に加入していた期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けることとしております。

第三は、給付の額の計算に関する特例であります。

ただいま申し上げました特例により支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給することとしております。

最後に、施行期日ですが、一部を除き、平成二十年三月三十一日までの間において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鶴保庸介君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(鶴保庸介君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働

本日の会議に付した案件

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査(年金、医療等に関する件)

省医政局長松谷有希雄君外六名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保廣介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴保廣介君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、年金、医療等に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○西島英利君 自由民主党の西島でございます。本日は、最近話題になっております出生にかかわる問題、それから、四月に厚生労働省が一つの考え方を示されましたけれども、「医療政策の経緯、現状及び今後の課題について」の内容について議論をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、民法第七百七十二条、要するに三百日ルールの問題についてでございます。

これに關しましてはマスコミ等で大きく取り上げられてきたわけですが、この中には様々な問題が実はあるわけでございます。自民党の中でも実はこれが議論をされまして、議員立法でというような話もありましたけれども、今まだペンディングの状態でもございます。そういう中で、一つの問題がありますので、この問題提起に關しまして御答弁をいただきたいと思ひます。

それは、法務省が先日、昨日でございますけれども、一つの考え方を示されました。つまり、それは懐胎時期に関する証明書についてでございます。これが離婚後に懐胎をしたということであれば、これは再婚をした夫の実子として認めるというような内容であったというふうに思ふんでございますけれども、この中で様々な実問題がございいます。

それはどういふことかといいますと、懐胎時期に関する証明書、これは医師が書くことになっていふわけでございますが、ここに一つの問題があら

りますのは、この証明書を求められた場合には、医師法第十九条第二項の規定によりまして、正当な事由がなければ交付を拒んではならないというふうな実は法的なものがございいます。

ところが、ここに、グレーゾーンに当たる女性からの懐胎時期の証明書を求められた場合でございますが、この場合、特に出産を終えておられない妊婦が証明書、この交付を求めたときに、これをどう医師としては解釈していいのかということでございます。

医師法第十九条第二項の規定によりましてこれは拒否はできないことになるわけでございますけれども、しかし、分娩時には母体死亡や死産も含めて全く予想することのできない偶発事象等々が発生をするわけでございます。それが昨今、民事訴訟ならず刑事訴訟まで発展し壊滅的な産科医不足の一つの原因にもなっているというところは、皆様よく御承知のとおりだろうというふうに思ひます。

そこで、お伺いをいたしますけれども、まだ出産を終えていない妊婦の方からこの懐胎証明書を求められたときに拒否ができるのかどうかということについて、厚生省の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(松谷有希雄君) 医師法第十九条二項の定めでは、診断書等の交付の求めがあつた場合には正当な事由がなければこれを拒んではならないとされているところでございます。しかしながら、懐胎時期についての診断が医学的に難しいこともあると承知しております。一般論として申し上げれば、医学的に一定の診断ができる場合には当然これは交付しなければなりませんし、診断ができない場合にはここで言う正当な事由に当たり、必ずしも診断書を交付する義務はその場合には課されないというものと考えております。

○西島英利君 今ちょっと私が御質問申し上げたのは、まだ出産を終えておられない方から懐胎時期証明書を求められた場合にそれは拒否できるかどうかということでございますので、もう一度御

答弁をお願いいたします。

○政府参考人(松谷有希雄君) 出産以前であるか以後であるかを問わず、医師がそのことにつきまして、懐胎時期についての診断がもたらぬ医学的に難しいこともあるという場合もあるわけでございますけれども、診断ができた場合には当然これは診断書を交付するということになります。医学的に難しいこともあるわけでございますので、一般論として言えば、診断できない場合にはここで言う正当な事由に当たりまして必ずしも診断書を交付する義務は課されない、こういうこととであらうと思つております。

○西島英利君 ということは、そういう理由があればこれ拒んでもいいというふうに解釈してもよろしいですね。ありがとうございました。それでは次の、やはり同じような問題でございますが、先日、全国の不妊クリニックを行われている方々でつくられている日本生殖補助医療標準化機関、JISARTと言いますけれども、この倫理委員会が一つの答申を出されました。それはどういふことかといいますと、友人や姉妹から提供された卵子と夫の精子を体外受精させて妻の子宮に戻す治療を、これを許可するという実は答申書でございます。六月の理事会で決めるということでございますけれども、しかし、厚生労働省の審議会が一つの報告書を出しております、これは平成十五年でございますけれども、提供者の匿名性、この条件を満たしていない場合には実施するべきではないと、当分の間、見合わせるという実は報告書を出されているわけでございます。

ここにはこう書いてありまして、精子、卵子、胚の提供における匿名性の保持の特例として、兄弟姉妹等からの精子、卵子、胚の提供を認めることとするかどうかについては、当分の間、認めないという実は報告書が出されております。真つ向からこれに挑戦をするような形の中でこういう実は答申が一つ出されまして、六月の理事会で決定をし、何か西日本にある二つの医療機関がこれを申請しておられて、是非これをやりたいというふう

に思つておられるようでございます。

先日、第三者からの卵子提供をめぐって、諏訪マタニティークリニックの医師が妹からの卵子提供による体外受精と出産を公表されております、これは九八年でございますけれども。さらに先日は代理出産も公表されております。ところが、先ほど申し上げましたこの厚生労働省の審議会の報告書では代理出産は明らかに禁止と、こういうふうにして書いてあるわけですね。さらには、この報告書に基づいて二〇〇一年に厚生労働省母子保健課長通知が出されておりました、この通知によりまして、法整備等条件が整うまではAID以外の非配偶者間体外受精は行うべきではないという通知なんですね。この通知というのがどれだけの効力を一体持つているのか、この通知は今でも生きているのかどうか、それについて厚生省の御見解をお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

と申しますのは、これは大変重要な問題でございます。まして、平成十五年にこういうような報告書が出た後、法整備の動きがないわけでございます。ところが、課長通知では、法整備等条件が整うまでは行うべきではないというふうに書いてございまして、それを無視するような形の中で代理出産とか、それから今回のような妹等々からの卵子を使つて体外受精を行つてもいいというようなことを認めるというような流れも出てきているわけでございます。これはまさしく医の倫理等々から考えると非常に大きな問題ではなからうかというふうに思ひます。ですから、これはまさしく政治的な問題であらうというふうに思ふんですが、石田副大臣、いかがでございますでしょうか。

○副大臣(石田祝稔君) 平成十五年の厚生科学審議会生殖補助医療部会報告書におきましては、今委員もお触れになりましたけれども、卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って卵子提供による体外受精を容認すべきとした上で、一つは、卵子などの提供における匿名性を保持しない場合には提供を受ける側が提供者の選別を行う可

可能性があること、二つには、提供された夫婦と提供者との間の関係が互いに分かる関係になりやすと両者の家族関係に悪影響を与えるなどの弊害がある、こういうことから、卵子などを提供する場合には匿名とすべきとされております。

こうした中で、実施の既成事実をつくらうとしているとの報道もなされておまして、もしそれが事実であれば遺憾と言わざるを得ないわけでございます。

生殖補助医療に関しては、現在、立法府でも様々な立場からその取扱いをめぐる御議論が執り行われておりまして、また、法学、医学、生命倫理学など、学術に関する有識者で構成されている日本学術会議においても議論が進められているところでございまして、いずれにしても、厚生労働省としてはそういった議論の動向を慎重に見守っていきたく、こういうふうにご考えております。

○西島英利君 昨日、実は厚生労働省の方々と議論をいたしました。その中で、こういう事例があった等々のときに調査をしたのかどうかという話をしましたら、自分たちには調査権がないということなんです。

平成十五年にこのような報告書が、これは厚生省の審議会に出されたわけでございます。その中でその代理出産等々もあつたわけでございますけれども、これはまさに厚労省がきちんと調査をされて資料を整えた上で学会等々にその審議の委託、検討の委託を私はするべきじゃないかと、それが一つの手順だろうというふうに思っていますけれども、そういう調査をしないまま、ぱんと丸投げというような状況の中ではいつまでも私はこれは進まないと思うんですね。

私は、この代理出産とかこういうものが一〇〇%悪いとは申し上げません。ですけれども、こういうふうには医療の技術の進歩に追い付くようにやはり法整備というのはいくらとていかなければならないだろうというふうに考えておまして、無分別なやり方ではやはり大きな問題、将来、禍根を残さうと。何か起きたときには遅

いわけでございますから、是非そういう意味で法整備を含めた御検討を速やかにお願ひ申し上げます。

これに關しましてでございます。先ほど三百日ルールの話をしたときにちよつとお話を忘れておりましたけれども、実は、これだけ、いろいろ調べてみたら、DNA鑑定資料をインターネットから取りました。そうしたら、何と何と、探偵社とかそういうところがDNA鑑定ができませんと、例えば親子の鑑定も我々がやってあげますということが一杯広告として出されているわけですね。一般国民はこのDNA鑑定の恐ろしさ

というのは、この人の子供かどうかというだけの情報ではないんですね。その家系、一家系の様々な病気の、どういう病気を発症する可能性があるか等々の情報まで全部実はこのDNAの中に入っている。それが無差別に、こういう形の中で探偵社とか様々なところが、実はDNA鑑定してあげますと、うちは超格安ですよということが実はこういう形で、インターネットで実は広告されているわけでございます。これは非常に重要な問題なんです。是非、厚生労働省としても、これに対してやはり強い認識を持っていただいて、これにやっぱり何らかの規制を掛けないと、また新たな差別が、こういう探偵社がここから得た情報の中で起きてくる可能性は十分にありますので、是非、まさに医療の、まさにその先端にある意味ではコントロールするのが厚生労働省の役割だろうというふうに思っていますので、是非その辺りの認識もお持ちいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、続きまして、「医療政策の経緯、現状及び今後の課題について」というところで議論をさせていただきたいというふうに思います。まず、この中にはいろいろと書いてあるわけでございますが、一つのセクションで開業医の今後の役割ということがこの中に書き込まれております。様々な役割が書かれているわけでございますけれども、しかし開業医と言われても定義が全く私には不明確だろうと思うんですね。例えば、病院のオーナーは開業医ではないのかと、診療所が開業医なのかと、この定義が全く不明確なまま、この開業医の役割というのがこの今回の参考資料の中に書き込まれているわけでございますが、この開業医の定義についてどうお考えになつていらっしゃるか、まずはお教えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(松谷有希雄君) 開業医について格別の定義というものはございせんけれども、一般的に申し上げれば、医療法で言う診療所を開設をされているお医者さん、ないしは場合によってはそこに勤務をされているお医者さんといったような方々を中心にご考えているものというふうに考えております。

○西島英利君 病院の成り立ちを見ていきますと、診療所、それから有床診療所、それから中小病院というふうにとんどもんどもん大きくなっていくんですね。ですから、開業医の流れの中でそういう病院の経営者もいらっしゃるわけでございますので、診療所とのみ規定するのはちよつと無理があるのじゃないかなと実は私自身思っているわけでございます。

ところで、この開業医に關しまして、まあ診療所というふうにおっしゃいましたので、そこで更に進めて御質問させていただきますけれども、平成五年から三年間、かかりつけ医のモデル事業というのが、厚生労働省、特に医政局の担当だったと思うんですが、こで行われました。これは全国的に行われました。これはどのような目的で行われたのか、お教えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(松谷有希雄君) 委員御指摘のかかりつけ医推進モデル事業につきましては、平成五年度から平成十年度までの間に実施された補助事業でございます。一人一人のライフステージに応じた各種保健医療サービスを身近なところで提供するかかりつけ医としての地域の医師の役割を促進することを目的として行われたものでござい

ます。

例えば、幾つかの県で行われていますが、ある県が実施したかかりつけ医推進モデル事業を見ますと、訪問看護ステーションと連携したかかりつけ医相談窓口の整備や連携マップの作成といった内容がございました。こうした成果も踏まえながら、かかりつけ医を含めた開業医の役割に期待し、例えば休日夜間急患センターや在宅当番医制の充実を行ったほか、診療報酬上の制度として新たに在宅療養支援診療所を創設するなど、国としてもその支援に努めてきたところでございます。

先般公表いたしました「医療政策の経緯、現状及び今後の課題について」は、改めて開業医の役割、機能の明確化や病診連携といった考え方を示したものでございますが、都道府県において新たな医療計画を作成するに当たりましてもこうした考え方が盛り込まれるのではないかと期待しております。これもまた意味ではつながっておりますけれども、国としても引き続き必要な対策を講じていきたいと思っております。

○西島英利君 実は、私は北九州医師会がこのかかりつけ医モデル事業を担当して行いました。

このときは、訪問看護ステーションを中心としてかかりつけ医の在り方を検討しました。そのときに様々な課題が出てきたわけでございます。訪問看護ステーションでございますから、当然、高齢者が当時は中心でございました。

その中では、まさに二十四時間体制をどうするか、要するに緊急時、入院が発生したときにどういう形でスムーズに入院できるのか、これらはまさに病診連携の問題もございまして、それから、例えば合併症が出てきた場合にはどういう形でその合併症を治療していくのかとなりますと、これは診診連携の問題もございまして、

さらには、在宅で安心して療養ができるためには当然、訪問看護を中心にして展開するわけでございますが、その他様々なホームヘルパーも含めた福祉サービス等々もやっといかなければならないだろうと。

それから、やはり近くにいる医師の機能がよく分らないと。ましてや、市民もどの医師がどのような機能を持つておられるのかということも分らないということでもございましたので、医療マップを作りまして医療情報を提供してきたということでございます。

実は、この中に事例集として載っておりますけれども、福山市の問題でございますが、この福山市、実は私どものところに見学に来られまして、そこから大きく展開されていったという経緯があるんですね。

実は、このかかりつけ医モデル事業が終わりまして十年もたっているわけですよ。その中で一体、厚生労働省は、これまでそれを全国的に広げていくというんですか、そういう活動をされてきたのかどうか。つまり、ここに改めてこういういろんなことが書き込まれておりますけれども、実際これは平成七、八年ぐらいには、もうこの課題は全部こういう形という問題は実は出てきたわけでございますね。

そういうことで、今回そういうことを基本にしてこういう考え方を出来たのか、もしそうでなければ、何のためにモデル事業をやられたのか、たくさんのお金を使って、そういうことも言えるのではないかとふうに思うんですが、その辺り、もしお分かりになればお教えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(松谷有希雄君) 委員御指摘のように、かかりつけ医推進モデル事業は様々な成果を得たわけでございます。先ほども申し上げましたように、それを踏まえて救急の体制あるいは在宅当番の体制、更には診療報酬上もいろいろな手当て等がなされました。

今般の「医療政策の経緯、現状及び今後の課題」につきまして、委員御指摘のとおり、もう十年來検討してございます開業医の役割ということ、また、この成果を踏まえた上で改めて都道府県の医療計画作成に当たっての参考資料といったような意味合いも含めて新たに課題を指摘をした

ということでもございまして、必要な対策という点で、このモデル事業はこういう形で発展をしてきているというふうにご覧いただいております。

○西島英利君 私、もう一度申し上げますけれども、今御答弁いただいたように、平成十年で終わっているんですね。今年は平成十九年なんですよ。その間何をなさってきたのかなというのを、ちょっと私は疑問として感じざるを得ないんです。この質問をさせていただいたわけでございます。

さらに、この内容を見ますと、総合的に診れる開業医を今後養成をしていかなければならぬというところが書いてあるわけでございます。例えば、その人の生活のレベル等々も含めたものがしっかりと把握できる医師の養成ということと、さらに、今日の某二ニュースを見ますと、総合診療科を創設するために、要するに医道審議会にかけるというところの発表が今日、二ニュースで出ておりました。こういう総合診療科というものを特別につくらなければならない理由があるのかどうか。

つまり、医師というのは本来そういう機能を持つていられるはずでございまして、この内容の中で書かれているのは、臓器別に専門的になった医師が多いんで、総合的に診れる医師を養成しなければいけないというふうに書かれたわけでございますが、基本的に内科医というのは表面的には全体を診れるんですね。その中の専門として臓器別に分るんですね。医政局長は医者でございますから、その辺りは十二分に御理解いただけるというふうに思っております。

ですから、これをあえてそういう形でしていかなくはいけないのかどうか。この内容をずっと見ますと、在宅医療を中心にして書かれているような気がしてしょうがないんですね。ですから、今の高齢者の方々の現状を見ますと、本当に在宅医療を中心にして物事を考えていっていいのかどうか。

例えば、高齢者の三分の一の方々は例えば独居とか老老家族、老老家庭なんですよ。その方々

をどういう形で支えていったらいいのか。例えば、老老家庭の場合には、一人が倒れますと、もう一人の方はもう大変な実はい介護をしていかなきゃいけないわけでございます。それをどういう形で、じゃ支えていくのかというときに、単なるこういう在宅医療を推進しなければいけない、いけないだけでいいのかどうかという疑問を、私は持たざるを得ないわけでございます。

どう見てもこれは在宅医療を中心にしてしか書き込まれていないような気がしてしょうがないわけでございます。この辺りを是非もう一度御検討いただきながら、ただ、これは地域医療計画作成に当たる都道府県職員向け参考資料として出されておりますので、この影響は非常に大きいんですね。

昨日、実はどういふ方々でこれを議論されたのかと聞きましたら、ほとんど事務局の方で実は議論をされているということが分かりました。ということは、本当にいろんなことをお考えになつて実は御検討されたのかどうか。

先ほど申し上げました、かかりつけ医モデル事業、もう十年前にこういう問題があったのに、今回も新しいようにこういうことが書き込まれている。こういうことに関して、本当に一つの方向へ持っていくという政策誘導的なものがこの中で見えて私自身しょうがないんですね。医療というものはそんなもんじゃないというふうに思ひますので、この辺りの更なる御検討を是非お願いを申し上げます。

今度は後期高齢者医療制度についてでございますが、後期高齢者医療制度は別の部会で当然検討されて、先日、その中間報告的なものが出されたわけでございますけれども、この後期高齢者医療制度、つまり高齢者医療制度というのが法制化されたわけでございますが、この法制化はそもそもどのような経緯で法制化がなされたのか、お教えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(水田邦雄君) 後期高齢者医療制度の創設の経緯についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、委員御承知のとおりかと思ひますけれども、平成十四年の健保法等改正法の附則におきまして、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るために、平成十四年度中に基本方針を策定し、これに基づき、おおむね二年を目途に新たな高齢者医療制度の創設を図っていくということが規定をされたわけでございます。

この附則の規定を受けまして、その後、関係団体とも意見交換をした上で、平成十五年三月に医療制度改革の基本方針が閣議決定されました。その中で、この高齢者医療制度につきましては、個人の自立を基本とした社会連帯による相互扶助の仕組みである社会保険方式を前提とする、もう一つは、七十五歳以上の後期高齢者と六十五から七十四歳の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度とすると、このようにされたわけでございます。

この基本方針を踏まえまして、お尋ねの七十五歳以上の後期高齢者につきましては、今後増大が見込まれる医療費の負担につきまして、国民の納得と理解が得られるようにするためには、高齢世代と現役世代の負担を明確化しまして分かりやすい制度とする必要があるということ、もう一点は、七十五歳以上の後期高齢者につきましてはその心身の特性に応じたサービスを提供する必要があると、こういった視点からその具体的な制度の在り方につきまして検討を行って、平成十七年十二月に政府・与党の医療制度改革大綱におきましてその具体案が取りまとめられたということでございます。

もう少し内容について申し上げますと、一つには、給付につきましては、高齢者の保険料一割、現役世代からの支援金を約四割、公費を約五割という負担割合によって賄うこととしたしまして、高齢者の保険料の支え手である現役世代からの負担の明確化を図るということが一つ、もう一つは、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を運営主体とするということによりまして、財政運営の責任の明確化を図るということに

したわけでございます。

それから、少しお触れになりました診療報酬につきましては、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療が提供できるよう新たな診療報酬体系を構築するというところにされているところでございます。

○西島英利君 というような経緯の中で高齢者医療制度が創設されたわけでございますが、この制度につきましては、二〇〇〇年の八月に日本医師会が、当時、私も日本医師会におりましたので、日本医師会が二〇一五年医療のグランドデザインというのを出しまして、その中に高齢者医療制度の創設を提案をしたわけでございます。そして、国会議員のいろいろな方々に御理解を求め、それが平成十四年の健康保険法の附則にこの高齢者医療制度の創設へ向けての記載が入ったということとでございます。昨年、これがもう国会で成立をしたわけでございますが。

この中の一番大事な部分でございますけれども、やはりこの後期高齢者の特徴として、慢性疾患による受療が多いことが挙げられると。患者により医療行為の質的、量的個人差が大きい急性期医療に対しては出来高による診療報酬支払方式を採用し、慢性期の患者に対しては独自の包括支払方式を開発することが合理的であろうと。ですから、そういう考え方の中で新しい診療報酬制度をつくるべきだという提案なんです。さらには、このような新たな診療報酬支払方式の開発と併せて、終末期医療に対する国民的合意形成を図りながら高齢者の医療費の増加に歯止めを掛ける必要性があると。つまり、これはどういうことかといえますと、単なる延命のための高度な医療、これはやはり問題だよねと。だけでも、国民の合意が得られなければこれはその方の命をストップする話にもなりますので。

ですから、そういう意味での高齢者の方々の終末期をどう考えるのかということが私は一番のポイントだろうというふうに思っており、この辺りにやっぱ力を入れ、国民に対して様々な情報提供

しながら、新たなこの支払方式を開発していきなさいけないかというふうに私自身は思っているんですけども、どうもその辺りが見えてこない。そして、例えば健保連とかいろいろなところがアドバリンを上げておられますけども、人頭払いとか登録制とか、さらには全部包括だとかです。そこで、国民は大変な実是不安を持っているわけですよ。

例えば、先日、腎臓、要するに腎不全で腎透析を受けておられる方々が来られまして、私どもは七十五歳になればもう腎透析は受けられないんですよとかという不安をおっしゃいました。そういうことは絶対ありませんと、必要な医療はちゃんと提供できるようにしますよというふうに申し上げたところでございます。

また、様々な保険会社が、今度この高齢者医療制度が導入されたら自己負担が物すごく増えますよ、しかも治療は限定されますから、それ以外の治療はこれから全部自己負担になりますよ、だから保険に入っておいた方がいんですよというようなことで、どうしようか悩んでいるというようなこともございました。

つまり、様々な不安を実は国民は持ちながら、それに対してこの不安を取るような情報が全く流されていない。マスコミから流れてくるのは、どちらかというと医療費抑制的な情報しか流れてこない。これは私は、厚生労働省としてはやはり少しその辺りに、情報提供の仕方に問題があるのではないかなというふうに私自身思っているところでございます。

そこで、是非、国民の不安を取るために是非確認をさせていただきたいんですが、必要な医療はきちんと提供できるようにされるんですね。これは是非確認をさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(水田邦雄君) 後期高齢者医療制度についてはさきの国会において議論されたところでございますが、その中でも述べましたけれども、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保するという国民皆保険制度の理念を前提と

して、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるように構築するものでございまして。

こうした前提の下に、この後期高齢者医療制度の診療報酬体系の在り方につきまして、昨年から社会保障審議会の特別部会において検討を行っておりまして、先月、「後期高齢者医療の在り方に関する基本的考え方」が取りまとめられたところでございます。

言ってみますと、診療報酬体系の話に入ります前に、その前提として、まず後期高齢者に対する医療の在り方についての議論を行っていただき、それを踏まえて新たな診療報酬体系を次のステップで考えていく、このような手順を考えているわけでございます。

現在はその基本的考え方につきましてパブリックコメントの受付を行ってございまして、今後はその結果なども考慮に入れながら、ただいま御指摘がありましたとおり、必要な医療が確保されないのではないかとといった御懸念が生じないように十分注意しながら検討を進めていきたいと、このように考えております。

○西島英利君 その後期高齢者の医療はどのようなという特別な部会ができておられますか、そこでの検討なされているのでございまして、やはり先ほど言いましたように、終末期をどう考えるのかというのが一番のポイントだと申し上げました。となると、死生観の問題ですね。ところが、あのメンバーをちょっと見させていただきまして、その死生観が語れる方々があの委員、メンバーにはどうもいらっしやらないような気がする。ところが、そこに様々会合が行われまして、その中でいろいろな人からヒアリングを受けておられますが、要するに、意見を述べられた方々の中にもその死生観を語る方というのはいらっしやらない。いや、終末期に関してはこれは別でやっていると話でございまして、それからも、まさしく高齢者の終末期というものと、それからがん末期の終末期というものは、これはきちんと

区別して考えなきゃいけない話であろうというふうに思っているところでもございます。

ですから、是非その辺りをもう一度お考えを直していただいて、さらには、これは二十年四月からのスタートでございますから、やっぱり速やかな御検討をさせていただいて、国民に対しての情報提供を是非お願いを申し上げたいというふうに思っています、実はこの問題を取り上げさせていただきまして。

続きまして、医師確保の問題について、やはりこれもちょっと述べられているところでございましてけれども、この中で、医師確保のことでいろいろと書かれておりますけれども、この「医療政策の経緯、現状及び今後の課題」の中の七ページに、七ページと私が言ってもしょうがないんですが、この中にこういうことが書いてあります。「新たな臨床研修制度の導入を契機として、従来から弱まっていた大学の医局による医師の供給調整機能が低下し、一部地域において医師の需給のミスマッチが発生している。」と。私はそのとおりだと思っております。

本来、医師をある意味で地域に供給していた大学の医局というものが、この臨床研修制度が導入されたことを契機に更にその機能が低下してしまつたということなんです。そこで、小規模な公立病院を中心に医師の確保が非常に困難なケースがどんどんどんどん生じてきたと。ところが、医師確保が難しい要因として、若手の医師は症例数が多い病院に魅力を感じ、地域の拠点病院、ここにいわゆるマグネットホスピタルという言葉が使われていますけれども、医師が多く集まる地域の中核的な病院というふうな説明されておりますが、そこに集中する傾向があるということで、研修先として魅力の乏しい病院には若手医師が集まらないなどといったことも実は挙げられると。結果的に、これが医師不足に拍車を掛けているという私は内容だとここで読んでいます。結果的に、そうしますと、今まさしく臨床研修制度の導入で、先日も幾つかの大学の何人かの教授にお会い

しましたら、異口同音に言われたのは、この臨床研修制度を見直していただきたいということなんです。でないと、もう大学病院の機能としてとても成り立たなくなってしまうと。それが更に医師不足まで実は波及しているということでございます。そして、これはもう二年たつたわけですね。二年たつた後の要するに検証は恐ろしくなされているんだらうというふうに思いますけど、私が申し上げたいのは、やっぱり短期的に医師不足、これを解消するという短期的な一つの考え方としては、やはり早期に臨床研修制度の見直しを私は図るべきじゃないかなと。

臨床研修制度が悪いとは言っていないんですよ。だけど、今まで持っていたところの機能が完全に低下してしまったということは、これはもう間違いないことだと思いますから、そういうことも踏まえて、是非、これは五年後の見直しというものが言われておりまして、今検討中だということも聞いています。是非、これは五年後の見直しというわけでございますから、是非この辺りの見直しを早急にやったりするべきではないかなというふうに私自身考えているところでもございます。それからもう一つ、この内容を見ますと欠けているところがございます。それは何かと云ったら、地方の民間病院の医師不足に対してどうすべきかというのが全くこれが書き込まれていないんです。それは自分たちだけでやれという話なのか。例えば、臨床研修制度がスタートしたことによって地方の中小の病院は医師が確保できずに大変な状況に陥っているという実状もあるわけですね。ですから、この内容、書かれているのどうも公的な病院の内容しか書き込まれていないんじゃないかなというふうに私自身思うんです。ございますけれども、もうこれは私自身思うこととございますから、これ意見として述べさせていただきますというふうに思いますけれども。

そこで、もう一つの、先ほど読みましたけど、マグネットホスピタル。これ新しい言葉が出てき

ているんですが、そもそも前回の医療法改正のときに地域医療支援病院という制度が実は導入されたんですね。これ、まさに地域の医療を支援するために、病診連携、病病連携等々も含めて、ここには指導も含めた機能までたしか置いているはずでございます。どうしてこういうせつかくできた地域医療支援病院というものをきちんと検証し発展させようとせずに、マグネットホスピタルという言葉を使ったこういう内容をここで出してこれなのか、私ちょっとよく分からないんですが、お教えいただきたいと思っています。

○政府参考人（松谷有希雄君） 地域医療支援病院とマグネットホスピタルとの関係でございますが、地域医療支援病院は医療法で定められた一つの医療機関の類型、制度ということでございますし、マグネットホスピタルと申しますのは医師の確保に向けた施策の中での位置付けということで、医療法上の制度とはちよつと違うということ。で若干次元が違うものでございますが、地域医療支援病院につきましては、地域で必要な医療を確保し地域の医療機関の連携等を図るという観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関、先生御指摘のとおりでございますが、として平成九年の医療法の改正において創設されたものでございます。その果たすべき機能は、紹介患者の積極的な受入れ、施設設備の開放、救急医療の実施、地域の医療関係者に対する研修などを想定しておるところでございます。平成十九年三月末現在で全国で百五十三施設が整備されてございます。

一方、いわゆるマグネットホスピタルにつきましては、医師にとつて魅力のある病院として比較的医師の確保ができていてというようなメリットを生かして、医師確保対策上、是非御協力をいただきたい、そういう活用をさせていただきたいと、そういう病院でございます。具体的には、国と都道府県が協力をして、地域の医療関係者の理解を得ながら、医師が集まっておりますこういったマグネットホスピタルから医師が不足する病院へ医師派遣を行うなど、地域医療に必要な医師を

確保する体制を構築するために活用することを国として多面的に支援をしようというものでございまして、地域医療支援病院につきましても、もちろん地域の中核的な病院としてマグネットホスピタルとしての役割を果たしてもらうことを期待しているところでございます。

○西島英利君 いや、実はその医師確保対策として中央で会議をつくられましたよね。あそこあのメンバーを見ますと、ほとんど医師不足で困っておられる方々のメンバーなんです。例えば自治体病院協議会、厚生連、これは私も同僚がいっぱいいますので、農協関係の方がいらつしやいますから、とにかく医師不足を何とかしてくれと言われているんですよ。それから医学部長、医学部長会議もそうですよ、とてもじゃない、これ成り立たないと言われる。そういう方々が一体何をあそこで検討して、それで支援チームとして都道府県にアドバイスをされるんですか。

しかも、そういうマグネットホスピタルというものをまた公的な病院に持つていこうという、そういう流れがどうしても何か読み取れてしまう。医師不足確保対策というもう一冊の資料を厚労省が我々に見せていただきましたけれども、その中でもやっぱりそういうふうな内容が書き込まれている。

そうではなくて、本当にもう抜本的な考え方の中で、ですから短期、中期、長期という考え方の中で私はやっていかなきゃいけないだろうと思ふんですが、皆さん、厚労省から示される資料を見ますと、医師は不足していない、東京、大阪一極集中ではないと。ところが、もうちよつと読んていきますと、例えば県の中でも地域差がある。実は、この県の中での地域差が問題なわけですね。ですから、医師は不足していないと言われる。

ところが、こういうデータがあるんですね。OECDの国で医師がどのくらいいるのかという国際的なデータがありまして、主要五か国の高齢化率と人口千人当たりの医師数というのが出ており

まして、この中で見ますと、OECD三十か国で、上から三十か国でいきますと、高齢化率は平均一四・四％なんです。日本は高齢化率が正に今一九・七％まで来ていると。それで、じゃ医師はどうだったのかといいますと、一九九六年と二〇〇四年のこれ比較なんですけれども、フランスは高齢化率が高くなつて三・二人から三・四人に実は増えているわけですね。ドイツもやはり同様に三・一人から三・四人、対千人で増えているわけですね。アメリカも二・二人から二・四人に増えています。イギリスも一・八人から二・三人に増えています。しかし、高齢化率が非常に高い日本は一・八人から二・〇にしか増えていないんです。ほかのところは、高齢化率は日本の方がもつともっと高い。それなのに医師は千人に対して二・〇、これでも医師は足りているというふうに言われるんでしょうか。

私はここに、要するに、前ありました、医学部が百人定員だったときに、あのときはやはり医師を確保しなければいけないということで、田中角栄、当時の首相が一県一医大ということで各県に医科大学をずつとつくられたんですね。それはまさしく地域医療の確保のためにつくられたんです。

ところが、いつの間にか、医師が増えると医療費が伸びるので、これを、医療費を抑制するためには医師の数を減らさなければいけないということとで、百人から八十人に減らされた。ところが今、医師不足が大変だと言われていて、逆に言えば、十県の十医大だけは十年間の間、十人増やすということをやっておられるわけですね。これ、まさしく私は政策の失敗ではないかなというふうに思います。

ですから、長期的にはやはり医学部の定員を元に戻すという考え方も私は必要ではないかなと。そして、本当に医師がオーバーすればいつでも実は定員は切れるんですよ。足りないときにあれこれ考えても、医師一人養成するのに十年掛かるわけでございますから、やはりそういう視点も必要

かなど。

さらには、もう一つ、中期的には、やはり田中角栄元首相がお考えになったように、地域医療を守るために一県一医大つくったわけでございますから、その意味は、地域に残って地域の医療をしてもらうというのが目的でございましたので、そういう意味では、やっぱり地域枠の拡大というのは私、必要だろうと思うんですね。五人とかそれぐらいではこれは本当に焼け石に水のような気がして私しやうがないわけでございます。是非、そういう視点からのお考えも是非持っていただきたいなと思うんですが、大臣、できましたらコメントいただければと思うんですが、いかがでございますでしょうか。コメントで結構でございます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) はば一時間にわたりまして西島先生から、私どもの厚生労働省が過去に取ったいろんな施策、それがどのような評価をこの検証の中で受け、そして新しい政策につながっていくのかというような観点からいろいろ根本的な問題について問題提起をいただきました。

私も、日々、今の医療が直面している問題というところについてはこれに取組を行っているわけでございますけれども、この過去とのつながりということで、当然、事務当局あるいは行政としての連続性というものがありますから、そういうこの時系列的な経緯を踏まえた取組をしているわけでございますけれども、私自身としては、更にそうしたことを部内で徹底をいたしまして、本来に過去の施策についての評価というものをきちっとした上で新しい施策というものを考えていくという、そういう観点というものを更に重きを置いていかなければならないという率直な感じを持たせていただきました。

当面の医療の問題については、今委員がおっしゃられたように、この医師の養成数を増やすというようなことの御提案でございますけれども、これについては委員御自身がお認めになるように、一人の医師を養成するには十年掛かりである

ということも事実でございます、私どもは直近の当面する問題に対してどのような取組をしてくるかということの中で、名称はいろいろ使うわけでございますけれども、一つの、現実には拠点的な病院になってお医者さんをかなり引き付けている、そういう病院と、その医師不足が起きている、それぞれの医療機関との間の連携というものを密にして、この直面している医師不足の問題に対処したいと、こういうことを考えているわけでございまして、その点については是非また御理解もいただきたいし、さらにまたいろいろ具体的アドバイスもいただきたい、こんなことを考えた次第でございます。

大変御高見を承れたことを、私ども傾聴させていただきます。

○西島英利君 是非、私は政治家としての判断というのが非常に必要だろうというふうに思っていますので、是非そういう視点からも認識をお持ちいただければというふうに、私、これはもう希望でございますので、是非よろしくお願い申し上げます。

もう一問だけ質問させていただきますが、実は認知症疾患センターの問題でございまして、先日も私、この件について質問させていただいたわけでございますが、このやはり先ほどから申し上げていきます医療政策の経緯云々の中で、実は認知症対策がここに書き込まれております。

そこで、この認知症疾患センターのその創設された目的、それから事業内容についてお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(中村吉夫君) お答えいたします。老人性認知症センターにつきましては、老人性認知症疾患患者等の保健、医療、福祉サービスの向上を目的として平成元年に事業が開始されております。

センターの具体的な事業といたしましては、地域における保健、医療、福祉機関等との連携を図りながら、一つとしては専門医療相談、二つ目といたしまして鑑別診断や治療方針の選定、三つ目

といたしまして夜間や休日の救急対応、四つ目といたしまして保健、医療、福祉関係者への技術援助などを行うものというふうになっております。

○西島英利君 実は、この先ほどの言いました厚生省が発表されました資料によりますと、こういうことが書かれているんですね。認知症については、初期段階は早期診断、専門医への紹介、家族への説明が重要と、中期段階ではケアマネジャーを始めとする介護サービスへの紹介、つながりが必要と、終末期は、病院や看護・介護サービス機関と連携しつつ、在宅医療を提供することが重要となると。さらに、認知症高齢者や家族を支援する体制の構築ということで、認知症高齢者への対応について、ケアマネジャーや看護・介護サービス等との連携方策を含めた認知症に関する開業医に対する研修や、開業医をサポートし地域において医療・福祉諸機関との連携の核となる医師の養成を推進するとともに云々と実は書き込まれております。

実は、認知症疾患センターの事業実施要綱、その内容が全部入っているんですよ。やはり、今回も実はこれについての予算が付いていないということでございますけれども、全部その内容が実はこの中に入っている。ですから、これも含めて実は御検討なさったのかなという疑問がちょっと私、生じたので、最後の質問とさせていただきます。

新しいものをつくるのではなく、やはり今まであるものを見直して発展させていく、そういうことが一番効率的な私はやり方ではないかなというふうに思いますので、是非そういう御認識をお持ちいただければと思います。私の質問を終わらせていただきます。

○犬塚耕平君 民主党・新緑風会の大塚耕平でございます。ふだんは財政金融委員会が質問をさせていただいておりますが、今日は厚生労働委員会が質問をさせていただきます。こういう機会をいただきます。

した同僚議員に感謝を申し上げます。

とはいっても、私も医療問題、行政監視委員会等でこれまでも何度も取り上げさせていただいておりまして、幾つか関心を持って取り組んでおることがございますが、今日はそのうちの一つについて議論をさせていただきたいんですが、その前に、今の西島委員の御質問を聞いております、ほとんど意見に相違はなく、是非、せっかく御専門の先生が、しかも与党の先生が言っておられるんですから、そういう方向でやっていた方がいいと思いますし、やっぱり私もこの六年間、元々は金融財政の立場から医療を考え始めたわけでありまして、そういう意味では柳澤大臣と発想が近いのかもしれませんが、深めれば深めるほど日本の医療政策には幾つか構造的な問題があるなというふうに感じております。

一つは、初めに財政論ありき、これはやはり間違っているのではないかなと思います。そして二つ目に、海外の事例を参考にする場合もあれば参考にならない場合もあって、その基準が極めて明確であるということ。第三に、それらの結果として、本当に国民の皆さんが望んでいる医療を提供しようという意欲が感じられない、あるいはそういう意欲はあってもなかなか実現しないけれども、国民の側からすると感じにくい展開になっているなというところをつくづく痛感しております。

そこで、今日は、素人の立場で恐縮ですが、幾つか申し上げさせていただきますが、お手元に資料を配らせていただいたと思うんですが、下にページ数が付いてございますのでページ数に沿ってお話をさせていただきますが、医療に関して、やはり国会で仕事をさせていただいている関係上、いろいろ講演をさせていただいたり、いろんな場にお招きいただくことがあります。その際に、いつもこの一ページのような絵を使っております。つまり、多くの国民の皆さんは、医療問題というとき現場のお医者さんの医療ミスということばと連想をされるんですけども、それは

言つてみれば、医療を川の流に例えやすと一番下流で起きている問題でありまして、下流の水が濁るといふことは、当然、中流や上流に問題があるから下流の水が濁る。現場のお医者さんたちにいろんな責任が重くのし掛かり、そして勤務環境が厳しくなり、お医者さんになりたいという人が少なくなると。西島先生が御指摘のような医師数の減少の問題もどんどんこれはダウンスパイラルで悪い方向に行つてしまふと。

しからば、中流や上流は何かというと、これはいろんな考え方がありますが、中医協の問題についてはずっと私も直接、間接、委員会の場以外でも厚生労働省の皆さんと議論をさせていただいてありますが、中流はあえて申し上げれば中医協、上流は私は医薬品医療機器総合機構などにあるのではないかなと。

ただ、これらの二つの上流、中流の大きな構造問題に付随してその他の問題もあるわけがございます。今日はそのその他の問題によつて下流、つまり臨床現場で今大変悩ましい問題が起きていることを取り上げさせていただきますが、その他の他の問題とは何かといいますが、これは、御専門の先生方は御承知のとおりかもしれません、サージカルトレーニングセンターといひまして、外科的手術をどのように訓練するか、新しい手術方法が出てきたり、新しい機材、機器が開発されたときに一体それをどのように使つて実際に処置をするのか、手術をするのか、どうやって研修をするのかというその場を提供するのがサージカルトレーニングセンターであり、そういう研修のことをサージカルトレーニングと言つておるようでございますが、そこでまず厚生労働省にお伺いしたいのは、諸外国におけるサージカルトレーニングセンターの事例及び日本の国内における事例について、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(松谷有希雄君) 委員御指摘のサージカルトレーニングセンターでございますけれども、近年、内視鏡外科手術などが大変進歩をしてきておりまして、そういうトレーニングセンター

というものが必要になってきたという状況ではないかと思つております。

海外の実情につきましては、詳細は承知しておりませんが、欧米では先進的な教育を行う内視鏡外科手術の教育トレーニングの施設がございまして、中には世界じゅうから受講者が集まつていくところもあるというふうに向つております。

例えば、フランスのストラスブールにあるトレーニング施設などでは、シミュレーターや豚などの動物を使ったトレーニングコースを開催しております。御遺体による実習も一部行われていくというところでございます。

なお、我が国におきましては、欧米のように御遺体を用いたトレーニングの施設があるというふうには承知していませんけれども、各医科大学あるいは教育病院、まあ研修病院等でございますが、それらではそういうトレーニングの施設といひますか、部屋を設けてやつていくところも相当増えてきているというふうに向つております。

○大塚耕平君 今の局長の最後のところの御答弁ですが、大学によつてはそういう施設を設けていく、ないしはそういうことをやつていく先も増えてきているというのは、御遺体を使つていくという意味でございますか。

○政府参考人(松谷有希雄君) そうではございませんで、シミュレーター等でございます。

○大塚耕平君 ということは、再確認ですが、御遺体を、まあ献体ですね、献体による御遺体を使つてそうしたトレーニングをしている先は日本の国内には余りないという御理解でよろしいですか。

○政府参考人(松谷有希雄君) 欧米のように御遺体を用いたトレーニング施設があるというふうには承知しておりません。

○大塚耕平君 この問題は、昨年六月の十二日の行政監視委員会でも質問させていただいて、是非、もし実態を把握していないということであれば御確認をいただきたいということとはたしかその場でも申し上げていると思ひますので、また鋭意

御確認をいただきたいと思ひますが、仮に、仮に日本に御遺体を使つてのトレーニングセンターがない、ないしはそういうトレーニングのメカニズムがないとすると、日本にそういうものが存在しない状態が続くことの医療政策上のメリット、デメリットについて御説明をいただきたいんです。

○政府参考人(松谷有希雄君) これは、比較考量、どちらがいいかということに最終的にはなろうかと思ひますけれども、例えば御遺体を用いたトレーニングセンターを我が国に設けるといったような場合には、御遺体を医師のトレーニング目的で用いるということの是非ということの倫理的な問題がまずあるかと思ひます。

また、医学的に言いますと、現在でもシミュレーターあるいは豚などの動物を使ったトレーニングが広く行われておるわけでございますけれども、これらではなく、仮に御遺体を用いて医師が外科手術等のトレーニングを行うということになりますと、具体的に医療技術や医療安全の向上にそれがどのくらい資することになるのか、それが可能なのか、シミュレーターや豚などで習得できない技術が具体的にどのようなものがあるのかなど、医学的にも解決すべき論点があるのではないかと思つております。

○大塚耕平君 まず、是非、局長、そして行くくは大臣にもお伺いしたいんですが、問題を峻別して御議論いただきたいんですが、最初に倫理的な問題がというふうにおっしゃいましたが、これは臓器移植や組織移植等すべてそうですが、倫理的な問題は分かるんです。でも、今私は、あえて医療政策上の、もう一個申し上げれば医学的なと付け加えますが、医療政策、医学上のメリット、デメリットということで御質問させていただいたのは少し外して考えていただきたいんですね。

もう一回お伺いしますが、海外には御遺体を使つて、つまり人間の体でなければ、新しい技術やそして機器についてトレーニングをする施設が

あつて、御遺体を使わないことや適切にそういうものを、技術を身に付けたり、その機器の手術における使い方を熟練することができないからという施設が既にあるわけです。日本にはないとおっしゃる。日本にはないという状態が続くことの、もう一回お伺いします、医学的なメリットとデメリットをお答えください。

○政府参考人(松谷有希雄君) 倫理問題を外しまして純医学的に申しますれば、そういう御遺体を用いてトレーニングをすることによつて医師の技量がどのくらい向上するのか、それが患者さんの実際の手術等にメリットをもたらすのかということを見ることがなろうかと思ひます。それが豚などの動物、あるいは今シミュレーターが非常に発達をしてきておりますけれども、そういうものをを用いたトレーニングとどのくらい差があるのかといったようなことを見るということに最終的になるのではないかと思つております。

幾つかの学会の先生方に聴取しておりますけれども、先生によつて、是非とも必要だという先生ももちろんいらっしゃいますし、いや、あえて遺体を用いることはなく、シミュレーターあるいは豚等の動物で十分であるという先生と、医学会の中でもいろいろな意見があると承知しております。

○大塚耕平君 今、私の横で歯科医でもあられる島田先生が、人間と豚は違うというふうにつぶやいておられましたけれども。

まあ、同じ部分もあるかもしれませんが、やはり違うということが私は答えとしては正しくて、私としては、このサージカルトレーニングセンター、御遺体を使ったサージカルトレーニングセンターが日本国内にもあればですね、あれば、医学的にはメリットこそあれデメリットというのはないだろうなと。そのデメリットというのは、医学的なこと以外で、本来の目的以外に使われるとか、あるいは、あえて倫理問題を外していただきましたが、医学以外の問題で何か混乱が生じるかもしれないという、それは分かりますので、で

も今日はあえてそこを外して御質問させていただいていきますので、医学的にはです、そういうトレーニングセンターとトレーニングメカニズムがあれば、適切な運営さえすれば、メリットこそあれデメリットはないという私の認識でよろしいでしょうか。局長の率直な、医学的な見地だけの御意見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(松谷有希雄君) 個人的な意見は差し控えたと思いますけれども。

医学的に申し上げますれば先ほど申し上げたとおりであります。先ほどちょっと申し忘れたことを申し上げます、御遺体はあくまでも遺体、死体でございます。生体ではございません。豚等の動物の場合は生体ということでございまして、むしろそちらの方がメリットがあるんだという御医者さんはいらっしゃいます。これはそれぞれの専門家の、何を技術としてやろうと考えているのか、そういうことにもよろうかと思えます。

○大塚耕平君 個人的な意見は差し控えるとおっしゃりながら、大変正直な方で、ここにこしていらつしやるその表情がもう御意見を象徴していると思います。

しかし、やっぱり海外にはそういう例があつて、私の知り得る限りでは、アメリカはもう随分前からあるし、もう今は中国や韓国にもできているわけです。これは去年も申し上げました。でも、日本にはない。

さつき冒頭申し上げましたように、物によっては海外の事例がこうだからといってすぐ飛び付き、物によっては海外でこんなにとんだ事例が進んでいるにもかかわらず日本ではそれを取り入れないという、この判断基準のあいまいさというのは、やはり日本の医療政策にとって大変大きな構造問題だと思いますので、この件も同じだということをお願いしたいと思います。

その上で、私なりにちよつとこれまで事務方の皆さんとも随分議論をさせていただいて整理した図が二ページにございます。

御遺体を使って新しい医療技術のトレーニング

をさせていただくことにかかわる法律は一体どういうものかということをお願いしたい。医学及び歯学の教育のための献体に関する法律、まあこの後、献体法というふうに呼ばしていただきますが、これは文科省の所管であります。そして、死体解剖保存法、以後、解剖法と呼ばしていただきますが、厚生労働省。そして刑法、法務省と、こういうふうになつております。この献体を使つて、この死体解剖保存法に言うところの解剖を行うのは一体どういふ解剖のことかという、これは正常解剖と病理解剖だというふうに解されているというふうな御説明を聞いております。

これは、今日はお医者さんの先生方もいらつしやいます。医学部のときに解剖実習をされる学生の方々が解剖実習、これは正常解剖です。そして、献体法に基づく献体を使わせていただいて学生がトレーニングをする。まあトレーニングというか実習をするわけですね。現役のお医者さんは、この解剖法に基づく正常解剖か病理解剖に該当するものであれば解剖法に基づいて現役のお医者さんも解剖できると、こういう理解のことです。

今、私が今日取り上げさせていただいている、あるいは去年も取り上げて、場外でも随分事務方の皆さんとやらさせていただいているのは、この範疇に入らない、研修と言うと聞かえが悪いですが、これも、何かトレーニングと言うと何か筋力トレーニングみたいな思いますけれども、そういうことではないですね。新しい技術、手術の手法や機器が開発されたときに、それは学生時代には、医学部生時代には現役のお医者さんたちもトレーニングでできていないわけですから、一体これどうやって使うんだということ、どこで実習するんだということが全く失念されているから、だから海外でそういうトレーニングメカニズムができてトレーニング施設ができて始めているわけです。

例えば、私の知り得る限りでは、王監督が手術をされたときに、大変手術の傷口が小さかったと

思います。MISというんです。大変傷口を小さく内視鏡なんかを使って手術できるようになつてきていますね。今、そうすると、昔のお医者さんたちのように、大先生がばさつと開腹して、その後ろから、君、これ見ろよとか言つて、ああ、なるほどそういうことですかと言いつつ、目で見て覚えるということもできないわけですから、できない。だから、どこかでトレーニングをやんなきゃいけない。

しかし、これと党の先生方にも一緒に是非お考えいただきたいんですが、極論を言うと、どんなお医者さんでも初めて現役の医師として取り組む手術というのがあるわけですよ。お医者さんの数だけ初めて執刀を受ける患者がいるということですから、これをそれぞれ御自分の問題としてお考えいただくと物すごく臨場感わいてくると思うんですが、手術台に乗って、先生、私の手術は何例目ですか、よろしくお願いしますと言つたときに、お医者さんがにこつと笑つて、いやいや、あなたが初めてなんです、どきどきします、わくわくしますと言われたら、これ、患者さんとしては大変困りますが、だれしもがその状況に置かれる可能性があるということを私は申し上げているんです。

加えて、昔のように自分のお師匠さんである先生の手術を見て覚えるということもなかなか難しい。だから、サージカルトレーニングというものが問題になつてきて海外でできて、アメリカはともかくとして、中国や韓国でもできているにもかかわらず日本はできていないために何が起きているかという、これは去年も申し上げましたが、日本のお医者さんは自腹を切つて海外のトレーニングセンターに行つてトレーニングしているわけですよ。そして、国内の例はまだ把握しておられないとおっしゃいましたが、私の知り得る限りでは、知り得る限りでは、国内で既に御遺体を使つてトレーニングをしている大学病院などもあるというふうにも聞いております。

いわんや、いわんや国内では御遺体を確保できないから、そういう国内の大学、別に私は悪いと言っているんじゃないんですよ、必要だからそういうことが行われているんですから、御遺体を輸入している、海外の方の御遺体。しかも、全身ではなく部分を輸入しているという例もあるというふうな聞いております。私はそれが悪いと申し上げておるわけではなくて、医学上、医療政策上必要なことであるならば、一定のルールを決めて、国民に安全な医療を提供するためにやはり工夫をされるべきではないかなということを申し上げておるわけでありまして。

そこで、ちよつと今日は文部科学省にもおいでいただいておりますのでお伺いしたいんですが、札幌医科大学において平成十八年度大学教育の国際化プログラムというものが採択されておりますが、その採択された案件の内容と採択理由及びその案件に対する予算措置について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(辰野裕一君) 平成十八年度に札幌医科大学の取組が採択されましたのは、大学教育の国際化推進プログラムのうちの海外先進教育実践支援でございます。これは、大学等の教職員を海外の教育研究機関等に派遣いたしまして、教育能力の向上及び教育内容・方法等の改善を図る優れた取組を選定して財政支援を行うという趣旨でございます。

具体的な札幌医科大学のプログラムにつきましては、これは未固定凍結人体標本を用いた手術教育に関しまして、米国の手術解剖教育プログラム参加による技法習得などの具体的な目標を設定しているという点が評価されまして採択されたものでございます。また、補助金額につきましては、この上限額であります一千万円の申請がありまして、申請どおり一千万を交付いたしております。

○大塚耕平君 文部科学省としては、このプログラムで、御遺体を使つて札幌医科大学の学生さんや現役のお医者さんが言わば医療技術を高めるために

どんなことをしておられるかというのは把握しておられますでしょうか。

○政府参考人(辰野裕一君) 詳細は承知いたしておりませんけれども、このプログラムの中で様々なセミナー等を開催するというようなこともありまうので、大学独自の御判断でそのようなこともあろうかと思っております。

○大塚耕平君 私がお配りしました資料の四ページ目をごらんください。これは今年の三月二十八日付けの北海道新聞の記事でございます。決して悪い意味で報道されているんじゃないんですよ。いい意味で報道されているんです。札幌医大は、献体を医学生教育だけでなく、外科医が手術などの腕を磨く研修にも活用する試みを二〇〇三年から行っている、もうはつきり書いてあります。これ、だからといって、札幌大におしかりとかをしちゃ駄目ですよ。これは必要なことだからこういうことになっているんです。

文部科学省にもう一個お伺いしたいんですけれども、献体法に基づく献体の申出数、各都道府県ごとにございますね、白菊会とかいろんなものが、献体法に基づく献体申出数とその受入れ数そしてその差分である献体申出を断った件数について分かりやすく御説明していただきたいんです。

○政府参考人(辰野裕一君) 各大学におきます献体申出数、それから当該献体申出を断つた件数の状況につきましては、各大学等が個別に対応しているため全体的な状況というものは詳細には把握をいたしておりませんけれども、一つには、幾つかの大学に聞いてみましたけれども、受入れを断つた件数というのは、例えばそれが感染症等にかかっている等で実習解剖体として不適当であるということ以外はまずないというふうなことでございます。

また 近年、献体数の伸びが見られておること
も事実でございます、これも間接的なことでござ
いますけれども、この献体を行っている方々に
対しては感謝状を交付するというようになってお

りますけれども、これが例えば昭和六十年の段階では一千三百件ぐらいだったものが、平成十七年には二千六百件、倍でございますね、平成十八年度では二千三百件ということになっております。

ですから、状況といたしましては、十分に献体数というものは確保はできているという状況にあるということです。

○大塚耕平君 感謝状というのはあれですか、御存命のうちに交付されるんですか。

○政府参考人(辰野裕 君) これは、亡くなられて、献体を行われて、その後でございます。大学の学長からの申請に基づくものでございます。

○大塚耕平君 それはしかし、お亡くなりになつてから感謝状をもらつても御本人に感謝の意は伝わりませんから、そういう申出があつて登録をされたら、その段階で感謝状をお出しになつた方がいいんじゃないかなと、今ちよつとお伺いして、そう思つたんですけど、それは今日は本論ではありませんので。

冒頭申し上げましたが、日本のこの医療政策、そして厚生労働省周りのことについて私なりにこの数年間見させていただいて、構造問題があると幾つか申し上げました。一つ、財政論が先であること、財政論優先になっていること。二番目に、海外の事例をまねたりまねなかったり、基準がいまいであること。三番目に、本当に国民の皆さんが望んでいる医療を提供しようという意欲が必ずしも受ける側からすると感じられないかもしれない。四番目に申し上げますけれども、これは正しい情報がかきつちり開示されていないと。

これは今、文科省にお伺いしたんですが、文科省もそういう意味では似たところがございます。て、献体数、断っている先はないというふうにおっしゃいましたけれども、私が調べた限りでは、沖縄以外ではみんなお断りしています。申出があったものを断るという断り方が難しいので、例えば年齢制限を設けて、七十歳以上でなければ献体は受けれないと言っているような都道府

県、あるいは、最近は、せっかくのそういった御好意に対して門前払いもなんだろうからといって、一応面接をして、献体にふさわしい方かどうかをまあ言わば確認するというようなプロセスを経ることによってお断りしているという先もあるやに伺っております。

やっぱり、これはしっかりお調べいただいて、これだけいろんな方が献体の御意思があるにもかかわらず、つまり医療の発展のためにどうぞ自分たちの意思を無駄にしないでくださいとおっしゃっていることを、医療の発展のためにうまく、有り難く活用していただくという枠組みをつくるためにもしっかりと調べていただきたいということをもう一回申し上げておきます。これも、たしか去年、行政監視委員会ですら申し上げたと思うん

今回なぜ改めてこの問題を取り上げさせていたのだかといえますと、三ページをごらんいただくと、第十次の特区申請において、やはり日本にサージカルトレーニングセンターがないということに業を煮やしたお医者さんたちが、サージカルトレーニングセンターを特区として造りたいという申請をされたわけでございます。これは、ごらんいただいている三ページの資料は内閣官房の公表資料から抜粋をしたものでございますが、一番上段の左から、まずその提案に対する最初の厚生労働省の回答、その次に内閣官房特区室から再検討したらどうかという再検討の要請、そしてそれに對して、その際に提案主体からやはり最初の回答はいかがなものかという意見ですね。そして、二度目の厚生労働省からの回答が上段の一番右側に書いてあります。重要な部分は私が下線を引いておきました。二度目の回答に、つまり再回答に對するさらにまた内閣官房の再々検討要請というのが左下にございます。その再々検討要請の際に、提案主体から、やっぱり自分たちも再々検討してほしいという意見が書かれております。そして、一番下段の右側に最終的な再々回答が書かれているわけでございます。

大変小さな字で恐縮でございますが、アンダーラインを引いてある厚生労働省の回答のところをちよつと御注目いただきたいんですが、例えば一番最初の回答のところの左上ですね、「刑法の特別規定として、正常解剖及び病理解剖に限って、特に死体の解剖等を行うことを認めている」と、そして、「必要性は乏しいと考えており、正常解剖・病理解剖のいずれにも該当しない御提案を認めることは困難である。」と、こう書いてあるんですね。

ちよつとお伺いしたいんですが、厚生労働省に、この解剖法に定める解剖が正常解剖と病理解剖だというのは条文のどこに書いてありますでしょうか。

○政府参考人(松合有希雄君) 死体解剖保存法におきましては、医学部の解剖学の教授や事前に保健所長の許可を受けた場合などには御遺体の解剖ができるということとされております。

法文上、明文の規定があるわけではございませんけれども、この場合の解剖とは、身体の正常な構造を明らかにすることを目的として行われる解剖、かつて系統解剖と言っていました、現在、正常解剖と言われるもの、それから病死の原因などを把握するために行われる解剖、いわゆる病理解剖をいうものというふうに解されております。以上でございます。

○大塚耕平君 要するに、条文には書いてないというところでよろしいですね。

○政府参考人(松谷有希雄君) 条文上、明記されているものではございません。

○大塚耕平君　ということは、正常解剖、病理解剖というものは、いわゆる解剖法の行政解釈だという理解でよろしいですね。

○政府参考人(松谷有希雄君) おっしゃるとおりでございます。

○大塚耕平君　これは通告してないですが、せっかくいい議論になってきましたので更にお伺いしたいんですが、正常解剖と病理解剖の定義はどこに書いてありますか。

○政府参考人(松谷有希雄君) 定義が法文上どこかに書いてあるわけではございません。これは医学会の通常の解釈、あるいは一般的な、私も行政を行う上での考え方でございますが、ちょっと繰り返すにようになりますが、身体の正常な構造を明らかにすることを目的として行われる解剖が正常解剖でございます。

具体的には、医学部、歯学部等で解剖実習ということが解剖学の講義の中で行われるわけですが、そういうときには行われる体の正常な構造を明らかにすることを目的とした解剖でございます。

また、病理解剖と申しますものは、病死の原因などを把握するために行われる解剖でございます。大学の病理学教室あるいは病院の病理室等におきまして死因等を明らかにするために行われる解剖ということでございます。

○大塚耕平君 今一般的な解剖、通常の解剖というお言葉も途中にあつたんですけれども、一般的な解剖、通常の解剖、まあこの問題に限らず、つまり一般的な概念とか通常の概念というものは、これは時代とともに変遷するものでありますから、そういう意味では、この病理解剖、正常解剖の定義そのものがひょっとしたら時代とともに少し変わってきているのかもしれないですし、あるいは病理解剖、正常解剖が、それはまあいつの時代であっても言葉の定義上同じものだろうと。であるとするれば、もう一回、二ページのこの図をあらわしたく、つまりその恒久的に変わらない正常解剖、病理解剖の定義にのっとった解剖実習では身に付かないような、現場のお医者さんたちの技術上、そして新しい医療機器上のニーズが出てきてくるから新しい献体という概念が出てきて、それを、言わばお医者さんの質を高めて、手術を受ける側の患者さんの安全を高めるために新たなコンセプトとして出てきているというふうに解釈してもいいわけでございますが、そうすると、この二ページの図ですけど、そういう新しいニーズに即した現役のお医者さんたちの医療技術

を高めるための具体的な場であるとか、それにかかわる法律及び制度、法制は今未整備な状態になっているなどという印象をお持ちですか、局長としては。

○政府参考人(松谷有希雄君) おっしゃるとおり、今の死体解剖保存法の中で、今委員がおっしゃっておりますトレーニングに用いる御遺体の解剖ということになりますと、今の死体解剖保存法で読むことは相当に困難であろうというふうに思います。

したがって、委員御指摘のとおり、今の新しい医学の進歩でそういうトレーニングが必要であると、それは倫理的な面も含めて我が国のコンセンサスとして必要であるということになりますと、これは新しい枠組みを設ける必要があろうかと、これは立法論の問題だと思っております。

○大塚耕平君 大変建設的な御回答、御答弁で、本当にこれこそ国会が意味があるということを感じ入った次第でございますが。

この議論を私は三年前ぐらいから始めさせていただきましたが、もう御担当の方の順番に替わってしまったので、部分的には素人の私の方が詳しい部分もあつて、最初のころは何と言っておられたかという、やはり豚やヤギで大丈夫だというふうにまずおっしゃるんですね。豚やヤギのトレーニングで大丈夫だからそういうものは必要ないという、最初はそういう説明を聞きました。ああ、そんなものかなと思って、そうこうするうちに、海外でトレーニングをしているわけなので、そこに行っている人がいるから大丈夫だと言つて、そこで使われる御遺体は日本人ですか外国の方ですかと聞いたら、外国の方だと言うんですね。

だけど、その一方で、冒頭申し上げましたように、私自身は中医協や総合機構の議論を随分やらせていただいていますので、中医協や総合機構で議論を聞くと、時によつては、なぜ日本の医薬品メーカーが開発した薬などが治験が長く掛かるかという、海外でもう治験の事例があるじゃないですかという、いや、日本人と外国の方では治験をした場合のデータがやはり国籍が違うから違うというようなことを御指摘いただくんです。

だから、それと照らしてみると、あれ、この新しい器具の、あるいは手術方法の研修に際しては、この場合は日本人と外国人は一緒なのかなとか、素人であるがゆえに論理矛盾を感じてしまう場面が多々ございまして、そういう意味では、今局長から非常に建設的な御回答をいただいたと私は思っておりますので、この二ページの、私が作りましたマトリックスのこの右のはてな部分です、ね、もし現在失念されている分野だということであるとすれば適切な御対応をいただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(松谷有希雄君) 先ほど立法論と申し上げましたけれども、正にそういう枠組みが、もしこれが我が国の制度として必要であるという場合にはそういう枠組みが必要であるということだろうと思っております。

それに向けては、冒頭申し上げましたように、御遺体を医師のトレーニング目的で用いるというところについての、我が国は遺体に対して非常にセンシティブな伝統を持っておりますので、刑法にも死体損壊罪というような罪も設けられているような国柄でございますので、そういった倫理的な問題が受け入れられるのかどうか、それから、先ほど御議論ございました、純医学的に見てそういうことが、そういうことを乗り越えてでも必要なほどのメリットがあるのかどうか、またデメリットは何かといったようなことを比較考量した上で政策判断をするものだと思います。

○大塚耕平君 ところで、この三ページの、今回の特区申請の一連の流れをもう一回ごらんいただきましたんですが、アンダーラインのところをごらんいただくと、最初の回答と再回答の際はほとんど同じなんです。

再回答のところを読ましていただきますと、

「死体解剖保存法にいう解剖とは、正常解剖又は病理解剖を指すものと解している」と、「必要性は乏しいと考えており、死体解剖保存法の観点から、正常解剖・病理解剖のいずれにも該当しない御提案を認めることは困難である。」と、随分固い回答だったんですが、三回目になると、「必要性が高い」という認識は必ずしも一般的ではない。」と、ちょっと変わってきました。そして一番最後には、「いずれにしても、本件については、医学の進歩を踏まえた医学会、医療現場等における今後の検討の推移を見守って行きたいと考えている。」と、大分軟らかくなったというふうに感じております。

ただ、これ、提案主体からの意見をごらんいただくと、先ほど私が御質問申し上げましたことと同じなんですが、正常解剖、病理解剖に解剖法に言う解剖に限られるというのであるならば、それらに限るということであるならば条文を示された、あるいはその根拠を示された、そして医療技術研修のために死体解剖は国内で既に行われている、必要性に乏しいとするならば理由と根拠を示されたいという、こういう要請が、意見が、一度ならず二度まで出ているわけですね。にもかかわらず、その回答は、非常に淡白な回答をされておられるわけでありまして、これでは国民との対話というものがかく成り立たない。

ただ、最終的に、これ特区室の方と相当やり取りをされて、現場の事務方の皆さんは相当御努力をされたと思うんですが、最終的に軟らかい内容になってきていますので、いいことだと思えます。

そこで、この問題に必ずしも限定するわけではないんですが、こういう特区申請が出てきて、各省庁とやり取りをして、こういう長いやり取りの結果、今回これ認められていませぬけれども、少し前向きに考えようという感じになってきておりますが、今回のこの特区申請におけるサージカルトレーニングセンターに関する案件への回答、再回答、再々回答についての経緯とか所感について

て、これ内閣官房の方にお伺いしたいと思いが。

○政府参考人(大前忠君) 私どもも二回、規制の改革に向けた御提案を地域や民間からちようだいいたしまして、それを受けて規制の改革の実現を図るために各省庁と折衝いたしております。今回御紹介いただきましたものは、昨年十月に提案の募集をいたしました、十回目の提案募集の関係の一件でございます。

御回答の変遷、あるいは最終的な御回答、今言及していただきたとおりでございますが、何分、二か月という短い期間の間に再々検討要請に対する回答まで持ち込むということございまして、限られた期間の中での取扱いでございます。

今回については積極的な御回答はただけておりませんけれども、年二回、提案の募集をいたしてまいりますので、今後、再度御提案をいただければ、厚生労働省に對しましては医療技術の進歩や学会の議論等の動向を踏まえて、提案の実現可能性について検討を行っていただきたい、そうした要請を行ってまいりたいと考えております。

○大塚耕平君 大変これまで建設的な御感想でしたので、是非そういう方向でやっていただきたいと思っておりますが、併せてもう一つ、今日は法務省あるいは法制局にもおいていただいておりますので確認をさせていただいたんですが、この解剖法に基づく解剖が正常解剖と病理解剖であるというの、先ほどの松谷局長のお話にもありますように、別にどこかの条文に書いてあるわけでもないし、あくまで行政解釈なんです。

この行政解釈の法的拘束力について法務省と法制局、両方にお伺いしたいと思っております。行政解釈の法的拘束力の一般論と、もしその行政解釈に従わない行為を行った場合の影響、そういった点についてお伺いしたいと思います。それぞれお願いします。

○政府参考人(山本庸幸君) 政府は、法令を的確に解釈し、適正にこれを執行する責任を負っております。

ります。一般には、日常の行政事務の遂行に際して必要な法令の解釈といえますものは、その事務を所掌する府省等において行われて、その解釈に従って行政事務が適正に執行されているというふうに考えております。

憲法八十一条に規定されておりますように、我が国におきましては、法令の解釈は最高裁判所の判例を通じて確定されるということになっておりますので、行政の法令解釈が国会や、ましてや裁判所を拘束するものではないということは言うまでもございません。

○政府参考人(三浦守君) 行政機関におけます法令解釈についての法的効力、拘束力につきましては、ただいま内閣法制局から御答弁があったとおりだと認識しております。

○大塚耕平君 もう一回確認させていただきます。所管省庁がこういうことであるという行政解釈を示したとして、その行政解釈に必ずしも従わない行為があつた場合に、これはどのようなことになりますでしょうか。

今、先にお答えいただいたのは、どちらでしたっけ、法務省さんでしたっけ。

○委員長(鶴保庸介君) いえ、法制局が先です。○大塚耕平君 法制局。じゃ、法制局お願いします。

○政府参考人(山本庸幸君) 大変一般的な抽象論を申し上げて非常に恐縮かもしれませんが、本件、このサージカルトレーニングセンターの詳細、私ども必ずしも承知しておりませんし、そして、お尋ねについては、比較的個別具体の事例についての当てはめという問題でございますので、まずはそういう所管省庁たる厚生労働省等の方からお答えいただくのが筋かと思っておりますけれども、私どもは、一般的に考えますに、そういう法令の解釈といえますものは、そもそも文言あるいは趣旨等に即しまして、そもそも作つたときの立案者の意図あるいは立案当時の社会情勢等を勘案して考えるべき問題でございますので、そういうことを勘案いたしまして論理的に確定すべきもの

というふうに考えております。

したがいまして、個別具体的な事例というのは、それぞれの事実に応じて判断するしかないというふうに考えております。

○大塚耕平君 なぜこんなことをお伺いしているかという、さっきごらんいただいた新聞記事、例えばこの札匠大、もう既にやっているわけですね。ほかにも事例はあるので、局長、是非お調べいただきたいんですが、別にそれを私、悪いと申し上げているんじゃないんですよ、そんな悪意でやっている人は一人もいませんので。

せっかく、必要であるから、言わば実態の方が先行して進んでいることについて、行政解釈を拡大適用したり、余り時代に合わないような適用をして縛ることのないようにしていただきたい、こういうことを申し上げているわけでありまして。

これは何の案件のときかちよつと調べ切れていないんですが、厚生労働省が平成九年に大阪環境保健局長あてに、御遺体を使ったサージカルトレーニングについて回答を過去に出しているんですね。御遺体を、キャグバーですね、キャグバーをサージカルトレーニングに用いることについては違法であり、死体損壊罪に当たるとおそれがあるといつて、厚生労働省がそういう回答を出しているんですが、一回お調べいただきたいと思っております。

例えば、これなんかちよつと、違法であるといふのは、行政解釈に基づいてそれを違法とまで言い切ってしまうというのは少し越権行為だなど、いわんや刑法上の死体損壊罪に当たるといふことまで述べているというの、これも越権行為だなどと思つております。

要は、申し上げたいのは、行政解釈というのは時代とともに変わるものかもしれないです、その行政解釈に当てはまらない事例が出てくれば新たな対応をするということが、これが行政の役割でございますので、是非そういうことをやっていただきたいということを申し上げておきますので、是非そういう方向でお考えいただきたいと思

います。

さて、時間もあと十分ぐらいですので、最後に大臣に御所見を伺いたいと思つていますが、大臣、その前に、実はこの問題というのはすごく広がりがあるんですよ。去年、行政監視委員会で質問させていただいたときは尾辻大臣だったかと思うんですが、アメリカでは州によって、自分が死んだときにどういうふうに分の遺体を処理してほしかという意思を表示するダイイングプランということを義務付けている州もどうもあるらしくて、つまり普通に埋葬してほしい、普通に火葬してほしい、あるいはどうぞ献体に使ってくださいとか、いや、どうぞもう御自由にお使いください、その後は散骨してくださいとかいろいろ何かメニューがあるらしいんですけれども。

そして、この特に献体を出した方々には、こういうサージカルトレーニングセンターを運営しているMERIという組織があるんですけれども、これはまた後で事務方に詳しくお伺いいただきたいんですが、そこなどは、献体を出さた方々、実際にお亡くなりになつて献体になつた後は、この方は医療技術の発展のためにあるいは医療の発展のために貢献されたといつてメモリアルプレートに名前が残つて、遺骨や御遺体の最後の処置は全部公的になされて、言わば最後の、お亡くなりになつた後のコストも掛からないんですよ、コストも掛からない。お墓の代わりになるわけですが、そのメモリアルボードにお名前が残る。

先ほど西島先生が老老家庭のお話とか独り暮らしのお話とかいろいろしておられましたけれども、死後の葬式代を浮かせるために云々というのは、これはそういうことであつてはならないとは思いますが、ならないとは思いますが、お年寄りや老老の御夫婦が自分の将来を考えたときに、いや、いいよと、自分は社会の発展のためだつたら献体に使つてほしいと、ただし後のこ

とはお任せしますからというお気持ちの方は、これ結構おられるような、私の周りでも結構います。

現に、この間、この問題で私の地元でお医者さんたちとシンポジウムをやりました、私も。会場には百五十人ぐらい来ていたでいて、一番最初に献体する御意思がある人どうですかとかつて挙手をいただいたら、最初は拒否感がある人が四割ぐらいありましたね。ところが、サージカルトレーニングというこういう問題があつてかくかくしかじかという、今日、委員会でお話ししているようなことを全部御説明して、二時間ぐらいのシンポジウムをやった後には、ほとんど全員の方がそういうことならばどうぞ使ってくださいって。もちろんその場の雰囲気がありますからね、そういうお気持ちにその瞬間なっちゃったのかもかもしれません。

実は、だからこの問題は医療の新しい動きに対する対応であると同時に、お亡くなりになった後、どういう言わば対応をするのかという、少子高齢化社会の言わば終末期医療ならぬポスト終末後の対応に大いに関係している話なんです。だからといって、こういう仕組みができたからといって、そこに献体者が殺到するというのもどうかと思いますが、ただ、さつき申し上げましたように、お医者さんの数掛けるそのお医者さんが平均的に経験するであろう手術数の数分だけ初めて手術を受ける方が国民全員の中にあるということなんです。そう考えると、適切な運用と法制さえしつかり整備すれば、私は十分に意味のあることだと思えます。

そして、もう一個申し上げておきたいのは、この分野もこうして遅れていくと、日本の医療はますます、国民の皆さんは何となくフィーリングで進んでいると思つていかぬかもしれないが、諸外国から見ると必ずしもそうではないという状況に追い込まれていくのではないかなというところを、これは患者の立場として、素人の立場としてそう思つておりますので、そういう実は奥の深い問題

であるということ踏まえた上で、最後は大臣にサージカルトレーニング及びそのトレーニングセンターに対する感想及び今後の取組姿勢についての御感想をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫) 今、既にこの問題についてかなり長期にわたつてお取り組みをされていらっしゃる大塚先生から、その検討の内容と同時にいろいろな考え方について御披露をいただきまして、大変参考になったところで感謝を申し上げます。

私は、何というか、一つ感想として申し上げますのは、文科省のこの献体法というものが何がゆえに制定される運びになったのかということが大塚先生御手製のこの表からつくづく考えておつたわけでございます。解剖法のほかに、解剖法、正常解剖、病理解剖というのは、正常にしろ病理にしろ、ある意味で教育目的のこのとは恐らくマトリックスで考えられる次元の違う話だろうと思ふのでございますが、いずれにせよ、解剖法以外に献体法というものを制定する必要性というものがどこにあったのかなと。

そういうことから、献体法というのは今、大塚委員が言われるような、何と申しますか、訓練解剖というものがあつたとすると、正常解剖にしても病理解剖にしても教育目的でやることもあると思ふんですけれども、訓練の対象としての解剖とあるいは御遺体というようなことを考えると、そういう必要性が元々、献体法にはあつたのかなというふうに眺めて感じておりました。

そうだとすると、このあいまいさの中でちよつと不安げに教育の現場、あるいは研修の現場で実行を既にされていきますよという、この特区の申請に絡む提案主体からの御意見というのは果たしてどういう位置付けになるのかなというような感じを持ったわけでございます。いずれにいたしましても、私は、今委員の話というものを聞きながら、やはり前向きに検討をした方がいいと、こういうふうに率直に思ひます。

私の場合はたまたまですけれども、衆議院の先

輩の中に、特に私に近い先輩の議員でございまして、現に献体された方がおりました。私は親しいですからそのお葬式にも行ったのでございまして、今記憶をかき立ててみました。私も、多分、御遺体のないお葬式というものが執り行われたという記憶でございます。御遺骨が返されるのは多分、半年ぐらい後だったというように、その当時、耳にしたことがあります。納骨の日はどうしたのかなというように、更に記憶をかき立てていたのでもございますけれども、納骨の日はやつぱり現実にこのお骨が返ってきた後になつたという記憶がありまして、いずれにしても、そのときに、私の先生でございすけれども、先生のこの遺志、残された志の高さというものを私は非常に感銘を受けたという次第でございます。

いずれにしても、献体をされるということになりますと、もうそれは是非自分のこの残した体をいろんな社会的な意味で生かしてもらいたいというところであつて、正常解剖にとどめてもらいたいとか、あるいは病理解剖にとどめてもらいたいというふうなことというのはむしろ少なく、本当の意味で意味のあるように使ってもらいたいということが御遺志ではないかというふうに思ひまして、そういう献体というものが既にかなりの数上がつていっていることであれば、私はこの教育の需要というものの、必要の強さというのか、ポリウムということについては知りませんが、明確なことは言えないのでございますけれども、私は、医学の進歩というものは、あるいは医療技術の進歩というものはやつぱり実地ということが必要であらうというふうには思ひますので、これは、私としては今日ここで答えさせていただきます。我が省において前向きに検討をいたしたいということをお願いいたします。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

今日は、関係省庁の皆さん並びに大臣から大変建設的な御意見をちょうだいできましたことを感謝申し上げますとともに、いざ、これを検討を進

めるとなりますとそれぞれ、厚生省、文科省、法務省の、あるいは特区に係る内閣官房の事務方、皆さん、大変なお仕事になると思ひますが、是非一つでも二つでも前向きに物事が進むように御尽力をいただきたいということをお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(鶴保庸介) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、最低賃金法とパート法の実効ある改正と有期雇用の制限に関する請願(第七九四号)(第七九五号)(第八〇九号)
- 一、新・腎疾患対策の早期確立に関する請願(第八一〇号)
- 一、児童扶養手当の減額を最小限にすることに關する請願(第八一五号)
- 一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第八二六号)
- 一、最低賃金法とパート法の実効ある改正と有期雇用の制限に関する請願(第八一七号)
- 一、新・腎疾患対策の早期確立に関する請願(第八一八号)
- 一、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願(第八二〇号)
- 一、パーキンソン病の療養生活の向上に関する請願(第八二二号)
- 一、パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願(第八三二号)(第八三三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)
- 一、労働法制の拡充に関する請願(第八四一號)(第八四二號)(第八四三號)(第八四四號)(第八四五號)(第八四六號)(第八四七號)(第八四八號)(第八四九號)
- 一、最低賃金法とパート法の実効ある改正と有

期雇用の制限に関する請願(第八五〇号)

一、新・腎疾患対策の早期確立に関する請願(第八五二号)

一、高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)

一、潰瘍性大腸炎・パーキンソン病の医療費公費助成適用範囲見直しの撤回及び難病対策予算増額による難病患者全員の救済に関する請願(第八六二号)

一、パーキンソン病の療養生活の向上に関する請願(第八六三号)

一、労働法制の拡充に関する請願(第八六四号)

一、小規模作業所等成人障害者施策の拡充に関する請願(第八八三号)

第七九四号 平成十九年四月十三日受理
最低賃金法とパート法の実効ある改正と有期雇用の制限に関する請願

請願者 新潟県長岡市喜多町一、一〇ノ一ノ二〇六 久保田直子 外千三百十七名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第七九五号 平成十九年四月十三日受理
最低賃金法とパート法の実効ある改正と有期雇用の制限に関する請願

請願者 堺市南区茶山台二ノ八ノ六ノ二一〇 久松正昭 外千三百四十二名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第八〇九号 平成十九年四月十三日受理
最低賃金法とパート法の実効ある改正と有期雇用の制限に関する請願

請願者 仙台市若林区沖野五ノ四ノ三八 石黒さだ子 外千三百九十九名

紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第八一〇号 平成十九年四月十六日受理
新・腎疾患対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県栗原市築館薬師二ノ九ノ六 佐々木正博 外八百六十名

紹介議員 大石 正光君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第八一五号 平成十九年四月十六日受理
児童扶養手当の減額を最小限にすることに關する請願

請願者 大阪府和泉市青葉台二ノ二三ノ三 前田正文 外百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第八一六号 平成十九年四月十六日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 北九州市若松区東二島二ノ二〇ノ二 山田眞文 外二千三百八十九名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第八一七号 平成十九年四月十六日受理
最低賃金法とパート法の実効ある改正と有期雇用の制限に関する請願

請願者 福岡市東区香椎五ノ九ノ一五 福本ヤヨイ 外千三百十四名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第八一八号 平成十九年四月十六日受理
新・腎疾患対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阪南町三ノ一二ノ一二 井上明 外四千四十八名

紹介議員 浮島とも子君

この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第八二〇号 平成十九年四月十六日受理
保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 岐阜市上川手四三三ノ七 鈴木貴子 外千名

紹介議員 津田弥太郎君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第八二二号 平成十九年四月十七日受理
パーキンソン病の療養生活の向上に関する請願

請願者 東京都小平市小川東町四ノ一ノ一 斉藤博 外六百七十五名

紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第三五九号と同じである。

第八三二号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 愛知県西尾市寺津町亀井九二ノ五 小林鈴江 外八千三百三十六名

紹介議員 井上 哲士君
企業は正社員を削減してパートや派遣などの非正社員への置き換えを進めており、非正社員は、一、五〇〇万人を超え、三人に一人となつてい

る。非正社員は多くは、有期雇用で不安定な働き方を余儀なくされ、不合理な処遇により低賃金で働かざるを得ない状況に置かれており、多くが女性である。国連で女性差別撤廃条約が採択(一九七九年)されたが、日本における男女平等のための措置は進んでいない。女性差別撤廃委員会

は、日本政府に対しての勧告を二〇〇四年に採択した。その中で、パート、派遣労働に女性の比率が高く、賃金が高いなど不利益な取扱いを受ける場合には間接差別に当たると言及している。男女雇用機会均等法の改正に際しては、間接差別の禁止を盛り込むことが期待されている。二〇〇三年にパートタイム労働法の指針が改正されたが、現行の努力義務規定では、処遇改善が進むのかと疑問

の声があがっている。パートタイム労働法が制定されて一〇年以上が経過しているが、パートタイム労働者と正社員間の処遇格差は拡大傾向が続いている。また、指針で正規労働者と同様に転勤や配置転換など人材活用の仕組みが実質的に同じパートは正規と処遇の決定方式を合わせるとして

いるが、この指針では差別的な労働条件の改善には実効性が乏しく、格差は正は進まない。ILOパートタイム労働条約の主旨に基づき、均等待遇を明記、罰則規定などのある実効あるパートタイム労働法に改正すべきである。

ついては、パート労働者の労働条件改善と均等待遇実現のため、次の事項について実現を図られたい。

一、正規労働者との均等待遇の確保のため、均等待遇を明記した実効あるパートタイム労働法に改正すること。

第八三三号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東難波町四ノ五ノ一 一 島崎晶子 外八千三百三十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第八三四号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒五ノ二八ノ六 池田久美子 外八千三百三十六名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第八三五号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 札幌市西区発寒六条九ノ一ノ三 〇 須藤幸子 外八千三百三十六名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第八三六号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 札幌市西区発寒六条九ノ一ノ三 〇 須藤幸子 外八千三百三十六名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第八三七号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 札幌市西区発寒六条九ノ一ノ三 〇 須藤幸子 外八千三百三十六名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第八三八号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

第八三六号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 川崎市宮前区神木本町一ノ二〇ノ四 高野郁子 外八千三百三十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第八三七号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 大阪府東大阪市南上小阪四ノ三〇 山本隆夫 外八千三百三十六名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第八三八号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 北海道苫小牧市有明町二ノ五ノ三〇 村井三恵子 外八千三百三十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第八三九号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 愛媛県松山市築山町一ノ二ノ三三 渡部玲子 外八千三百三十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第八四〇号 平成十九年四月十八日受理
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 埼玉県上尾市向山三ノ三五ノ一七 小川忠男 外八千三百三十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第八四一号 平成十九年四月十八日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 石川県金沢市西念一ノ二ノ三〇

紹介議員 安田真 外一万四千三百三十八名
この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第八四二号 平成十九年四月十八日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 広島県大竹市西栄一ノ一四ノ六 松本早百合 外一万四千三百三十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第八四三号 平成十九年四月十八日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 東京都町田市木曾町二、一八六ノ二八 石川明里 外一万四千三百三十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第八四四号 平成十九年四月十八日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 北海道帯広市東八条南九ノ一ノ一三 梅津健太郎 外一万四千三百三十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第八四五号 平成十九年四月十八日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 東京都練馬区関町北三ノ一ノ一七 藤本陽子 外一万四千三百三十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第八四六号 平成十九年四月十八日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 高知県宿毛市中角一、三三〇ノ一

紹介議員 岡田恵子 外一万四千三百三十八名
この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第八四七号 平成十九年四月十八日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 北海道釧路市白金町八ノ八 久保 卓朗 外一万四千三百三十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第八四八号 平成十九年四月十八日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 鳥取県米子市石井一、〇五二ノ八 松田久美子 外一万四千三百三十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第八四九号 平成十九年四月十八日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 埼玉県富士見市水谷東二ノ二ノ一三 瀬戸口良子 外一万四千三百三十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第八五〇号 平成十九年四月十八日受理
最低賃金法とパート法の実効ある改正と有期雇用の制限に関する請願

請願者 大阪府岸和田市小松里町七九七ノ七 松本貴美子 外一万三千二百二十四名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第八五二号 平成十九年四月十八日受理
新・腎疾患対策の早期確立に関する請願

請願者 大分市大洲浜一ノ三ノ三 田原真一 外千五百名
紹介議員 後藤 博子君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第八五三号 平成十九年四月十九日受理
高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 長野市徳間一、五九四ノ一一一 堀田達也 外千二百九名

紹介議員 井上 哲士君

青年の雇用と労働をめぐる状況は、複雑かつ深刻である。高校・大学などの新規学卒者の求人倍率は対前年比で改善されてきているが、求人・採用の中に非正規雇用が急増し、地域間格差も激しくなっている。また、低賃金、休日出勤・サビス残業など長時間過密労働とあいまって、社会的に自立できない若者の増大、貧困と格差の拡大、一企業の技術の伝承のみならず日本の産業、日本の未来にかかわる重大な社会問題になっている。

ついては、青年の正規雇用と働くルールを保障し日本の未来を明るくするため、次の事項について実現を図りたい。

一、青年に仕事を

1 派遣・請負ではなく青年の正規雇用を拡大すること。

(一) 政府は、大企業が青年の雇用枠を設けるなど、正規雇用を拡大する施策を講じること。

(二) 中小企業の雇用確保の条件整備を図り、青年の雇用を増やす施策を講じること。

(三) 政府・自治体は、介護・医療・防災・教育など人手が求められている公務・公共業務で、青年を正規雇用すること。

2 学卒未就職者の就職を支援すること。

(一) 学卒未就職者を公共職業安定所で登録し、個別に就職を支援し、求職期間中は

求職活動手当を支給すること。

(二) 学卒未就職者向けの職業訓練枠を抜本的に拡大し、訓練中は手当を支給すること。

3 大学生が、学業と就職活動が両立できるように、就職ルールを改めてつくること。

二、働くルールの確立を

1 アルバイト・パート、派遣請負など非正規労働者の労働条件を改善すること。

(二) 非正規労働者の労働条件を正規労働者の水準に引き上げ、均等待遇を実現すること。

(二) 低所得の青年が自立できるように、最低賃金を引き上げること。

(三) 非正規労働者を健保・年金・雇用保険など社会保障への加入を促進すること。

2 サービス残業の根絶など、人間らしく働くルールを守ること。

3 青年が健康で文化的な生活が送れるように、長時間労働を規制し有給休暇を保障するなど職場環境を整備すること。

4 採用時の女性差別をなくし出産・育児に伴う不利益扱いを禁止するなど、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の趣旨を徹底すること。

第八五四号 平成十九年四月十九日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する
請願者 高知市十津五ノ一六ノ三 上田澄
子 外千二百九名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第八五五号 平成十九年四月十九日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する
請願者 東京都国立市東二ノ一六ノ七 飯
田徹夫 外千二百九名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第八五六号 平成十九年四月十九日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する
請願者 札幌市東区北五十一條東七ノ三ノ
六五ノBノ二〇二 室岡佳織 外
千二百九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第八五七号 平成十九年四月十九日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する
請願者 東京都江戸川区南葛西二ノ一二ノ
一九ノ三〇二 中川正子 外千二
百九名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第八五八号 平成十九年四月十九日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する
請願者 名古屋市緑区有松三丁山五〇八ノ
二〇五 筒井なつみ 外千二百九
名

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第八五九号 平成十九年四月十九日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する
請願者 札幌市豊平区福住一条八丁目 稲
田里子 外千二百九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第八六〇号 平成十九年四月十九日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する
請願者 佐賀県鳥栖市弥生が丘四ノ二七四
古賀みゆき 外千二百九名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第八六一号 平成十九年四月十九日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する
請願者 長野市徳間一、五九四ノ二三一
武川幹夫 外千二百九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第八六二号 平成十九年四月十九日受理

潰瘍性大腸炎・パーキンソン病の医療費公費助成
適用範囲見直しの撤回及び難病対策予算増額による
難病患者全員の救済に関する請願
請願者 札幌市中央区南六条西三ノ三ノ
八ノ一〇 柳弘子 外百四十八名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第八六三号 平成十九年四月十九日受理

パーキンソン病の療養生活の向上に関する請願
請願者 滋賀県大津市南志賀四ノ五ノ七
原山絃一 外二千九百十七名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第三五九号と同じである。

第八六四号 平成十九年四月十九日受理

労働法制の拡充に関する請願
請願者 京都市下京区朱雀北ノ口町一九
山下修 外百九十三名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第七七八号と同じである。

小規模作業所等成人期障害者施策の拡充に関する
請願者 札幌市西区山の手一条九ノ三ノ一
〇ノ二〇五 小田島征代 外七百
五十名

紹介議員 小川 勝也君
小規模作業所は、障害のある人の就労を始めとする活動の場を実現し、多くの市民に支えられながら地域の社会資源として重要な役割を果たしている。その数は、全国で六、〇〇〇か所余りにも及び、障害のある人の「地域で働き生活したい」という願いを実現するために全国各地で広がってきた。しかし、補助金水準の劣悪さや自治体間の格差等から、非常に厳しい運営を強いられている実態は改善されていない。小規模作業所問題の解消なくして、我が国の障害者福祉施策を改善したとは言えない。二〇〇五年一〇月に成立した「障害者自立支援法」の審議の中で、障害者福祉分野に多くの課題が残されていることが明らかにになった。また、応益(定率)負担制度の導入に対しては多くの当事者・関係者・市民から批判の声が上がっている。障害があるがゆえに必要になる支援を益とみなし、当事者、また家族にまでこれ以上以上の負担を課すことは、安心して地域生活を送りたいという願いの実現を遠ざける。「慣れ親しんだ地域で暮らしたい」「地域で生活するのに必要な仕事と収入が欲しい」というごく当たり前の願いは、だれもが持つものである。しかし、現在の事業所やヘルパー等の数はその願いにこたえるには余りに少ない。

一、すべての小規模作業所・小規模通所授産施設が、就労移行支援事業、就労継続支援事業、生活介護事業のいずれかに移行できるようにすること。なお、当面は小規模作業所に対する国庫補助制度について、補助額や交付方式を見直し

た上で、存続を図ること。

二、利用者負担は応益(定率)負担ではなく、負担できる能力に応じた応能負担を原則とする。また、地域で生活するために必要な所得保障を確立するために、障害基礎年金の見直しや、社会雇用制度(いわゆる保護雇用制度)の創設を含めた就労支援策を拡充すること。

三、すべての障害のある人々が必要な支援を受けるための総合的な福祉法と、働く場・活動の場や暮らしの場等の社会資源の量的整備を図るための特別(時限)立法を制定すること。

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 健康保険法関係(第三条)

第三章 船員保険法関係(第四条)

第四章 国民健康保険法関係(第五条)

第五章 高齢者の医療の確保に関する法律関係(第六条)

第六章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第七

条―第十條)

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例

(第十一條―第十三條)

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(第十四條―第十七條)

第三節 発効日前の障害又は死亡等に係る給

付等に関する特例(第十八條―第二

十條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係

第七部

厚生労働委員会会議録第十六号 平成十九年五月八日【参議院】

る給付等に関する特例(第二十一

条・第二十二條)

第五節 不服申立てに関する特例(第二十三

条)

第七章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第二

十四條―第二十六條)

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する

特例(第二十七條―第三十條)

第二款 保険給付等の額の計算等に関する

特例(第三十一條―第三十四條)

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険

給付等に関する特例(第三十五條―

第三十七條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係

る保険給付等に関する特例(第三十八

條・第三十九條)

第五節 不服申立てに関する特例(第四十條

第八章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に

関する特例(第四十一條)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する

特例(第四十二條―第四十五條)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する

特例(第四十六條―第四十九條)

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期

給付等に関する特例(第五十條―第

五十二條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係

る長期給付等に関する特例(第五十三

條・第五十四條)

第五節 不服申立てに関する特例等(第五十

五條―第五十七條)

第九章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲

に関する特例(第五十八條)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する

特例(第五十九條―第六十二條)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する

特例(第六十三條―第六十六條)

第三款 長期給付等の支給要件等に関する

第一款 長期給付等の支給要件等に関する

特例(第五十九條―第六十二條)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する

特例(第六十三條―第六十六條)

第三款 長期給付等の支給要件等に関する

特例(第六十七條―第七十條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係

る長期給付等に関する特例(第七十一

條・第七十二條)

第五節 不服申立てに関する特例等(第七十

二條―第七十五條)

第十章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に

関する特例(第七十六條)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する

特例(第七十七條―第八十條)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する

特例(第八十一條―第八十四條)

第三款 長期給付等の支給要件等に関する

特例(第八十五條―第八十七條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係

る長期給付等に関する特例(第八十八

條・第八十九條)

第五節 不服申立てに関する特例等(第九十

二條―第九十二條)

第十一章 被用者年金各法の規定による給付に

係る調整

第一節 二以上の被用者年金被保険者等で

あつた期間を有する者に係る給付の

支給の調整(第九十三條―第九十六

條)

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付

の支給の調整(第九十七條―第九十

九條)

第十二章 雑則(第百條―第百六條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障協定を実施するた

め、我が国及び我が国以外の締約国の双方にお

いて就労する者等に関する医療保険制度及び年

金制度について、健康保険法(大正十一年法律

第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七

三三三)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第

百九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律

(昭和五十七年法律第八十号)、国民年金法(昭

和三十四年法律第四十一号)、厚生年金保険

法(昭和二十九年法律第百十五号)、国家公務員

共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)、

地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第

百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二

十八年法律第百四十五号)の特例その他必要

な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところ

による。

一 社会保障協定 我が国と我が国以外の締約

国との間の社会保障に関する条約その他の国

際約束であつて、次に掲げる事項の一以上に

ついて定めるものをいう。

イ 医療保険制度に係る我が国の法令及び相

手国法令の重複適用の回避に関する事項

ロ 年金制度に係る我が国の法令及び相手国

法令の重複適用の回避に関する事項

ハ 我が国及び相手国の年金制度における給

付を受ける資格を得るために必要とされる

期間の通算並びに当該通算により支給する

こととされる給付の額の計算に関する事項

ニ 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。

イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)

ロ 国家公務員共済組合法

ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除

く。)

ニ 私立学校教職員共済法

一七

三 共済年金各法 前号口から二までに掲げる法律をいう。

四 相手国 一の社会保障協定における我が国以外の締約国をいう。

五 相手国法令 一の社会保障協定に規定する相手国の法令をいう。

六 日本国実施機関等又は相手国実施機関等
それぞれ一の社会保障協定に規定する日本国
の実施機関若しくは保険者又は相手国の実施
機関若しくは保険者をいう。

七 相手国期間 相手国年金(年金制度に係る相手国法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付をいう。第百三条において同じ。)の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との社会保障協定に規定する相手国の期間をいう。

第二章 健康保険法関係

第三条 健康保険の適用事業所に使用される者（健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者（次項において「日雇労働者」という。）を除く。）であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者となしない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、前条第一号イに掲げる事項について定める社会保障協定の規定(以下「医療保険制度適用調整規定」という。)により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。)

二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

三 日本国の領域内及び相手国法の領域内において同時に就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用

を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

四 次条第一項の規定により船員保険の被保険者としないうこととされた者、第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者、第五十八条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこと

とされた者又は第七十六条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者のうち、医療保険制度適用調整規定により相
互に法令の適用を受ける者（政令で定め
る者に限る。）は、健康保険法第三条第二項
の規定にかかわらず、同項に規定する日雇特別
被保険者（第五条第一項第三号において「日雇特
別被保険者」という。）としない。

第一項に規定する者の健康保険の被保険者の
資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令
で定める。

第三章 船員保險法關係

四、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者に使用される者）であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第二条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者となしない。

日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶その他政令で定める船舶において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

二 第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者又は第五十八条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者

前項に規定する者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

規定を適用しないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は子であつて政令で定めるもの

前項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 高齢者の医療の確保に関する法律

令で定める。

第五章 高齢者の医療の確保に関する法律

第四章 国民健康保険法関係

第五條 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五條又は第十九條第一項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となしなかつた者、同条第二項の規定により日雇特別被保険者となしなかつた者、前条第一項の規定により船員保険の被保険者となしなかつた者、次条第

関係

第六條 高齢者の医療の確保に関する法律第五十

条に規定する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同条の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者としなひ。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの

三 第一号に該当する者の配偶者又は子であつて政令で定めるもの

2 前項に規定する者の後期高齢者医療の被保険

者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

(被保険者の資格の特例)

第七條 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七條第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となしな。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、第二条第一号ロに掲げる事項について定める社会保障協定の規定（以下「年金制度適用調整規定」という。）により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号及び第四号に掲

ける者を除く。)

二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶その他政令で定める船舶において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

四 第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となしなかつたこととされた者

五 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者又は子であつて、主として第一号又は前号のいずれかに該当する者の収入により生計を維持するものその他政令で定めるもの(政令で定める社会保障協定に係る場合を除き、政令で定めるものを除く。)

2 前項第五号の規定の適用上、主として同項第一号又は第四号のいずれかに該当する者の収入により生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意加入被保険者の特例)

第八条 相手国の国民(当該相手国に係る社会保障協定に規定する国民をいう。次項において同じ。)その他政令で定める者(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。)であつて、当該相手国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のものうち、その者の国民年金法第五

条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)の月数及び他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数並びに同

条第五項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第六項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が当該政令で定める社会保障協定に定める数として政令で定めるもの以上であるものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。

2 前項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものは、同条第五項の規定によつて国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第八項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。
二 当該相手国の領域内に通常居住しなくなつたとき。

三 当該相手国の国民その他政令で定める者でなくなつたとき。
四 国民年金法第七條第一項第三号に規定する被扶養配偶者となつたとき(六十歳未満であるときに限る。)

五 国民年金の保険料を滞納し、その後、国民年金の保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

3 国民年金法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者でなかつた期間のうち、第一項の規定により同法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものであつた期間については、同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間(第十一條第一項において「合算対象期間」という。)としなす。

(国民年金の任意加入の制限)

第九条 国民年金法附則第五条第一項の規定は、日本国の領域内において就労する者であつて、第七條第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するもの(政令で定める社会保障協定に係る

ものに限り、政令で定めるものを除く。)については、適用しない。ただし、同法附則第五条第一項第二号に該当する者については、この限りでない。

(国民年金の任意脱退に関する特例)

第十条 相手国期間を有する者に対する国民年金法第十條第一項の規定の適用については、当該相手国期間のうち政令で定めるものは、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の特例
(相手国期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第十一條 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。)を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者(第十三條の規定を適用しない場合であつても国民年金法第三十七條(第一号及び第二号に係る部分に限る。)に規定する遺族基礎年金の支給要件に該当する者を除く。)については、当該支給要件規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを合算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

2 相手国期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第十四條第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十四條第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に関し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同

項第一号の規定にかかわらず、同号中「その額」とあるのは「(相手国期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二條第七号に掲げる相手国期間をいう。)であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額と」、「の月数」とあるのは「の月数とを合算した月数」とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

3 相手国期間を有する者であつて、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一條第一項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後の相手国期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第一項の規定

を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、同日の属する月以後の相手国期間、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第七号に掲げる相手国期間をいう。」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

（相手国期間を有する者に係る障害基礎年金の支給要件等の特例）

第十二条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項、次項及び第十九条第一項において同じ。）を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の第二項、第三十条の第三項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。第二十九条第一項において同じ。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。次項、次条第二項、第十六条第二項第一号イ、第十七条第二項第一号イ、第十九条第一項、第二十条第一項及び附則第四条において同じ。）又は国民年金法第五十三条第三項に規定する保険料免除期間（同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料

免除期間」という。）を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。次項及び第十九条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の第二項又は第三十条の第三項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該傷病に係る初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。

（相手国期間を有する者に係る遺族基礎年金の支給要件の特例）

第十三条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）及び保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。）又は保険料免除期間を有する者（第十一号第一項の規定を適用しない場合であつても同項に規定する支給要件規定に規定する遺族基礎年金の支給要件に該当する者を除く。）が、その者の死亡について国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間と

みなす。

2 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。第二十条第一項第三号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例）

第十四条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いものとする。）とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の受給権者（第十一号第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。）の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。）

二 第十一号第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者とみなされたもの（以下この号及び次項第二号にお

いて「中高齢特例該当者」という。）の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額（当該中高齢特例該当者が昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当するものであるときは、同項第四号から第七号までの一に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。）

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金（次項第三号において「特例による障害給付」という。）の受給権者（昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において同じ。）の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

2

次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までに規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める率

イ 我が国の公的年金各法（国民年金法及び被用者年金各法をいう。第二百一条第一項、

第六百六条及び附則第三十四条において同
じ。の被保険者、組合員又は加入者（以下
「公的年金被保険者等」という。）であること
が理論的に可能な期間に基づく按分率によ
り給付の額を計算するものとされた政令で
定める社会保障協定の場合（1）に掲げる期
間の月数を、（1）及び（2）に掲げる期間の月数
（2）に掲げる期間の月数が零である場合に
あっては、（1）及び（3）に掲げる期間の月数）
を合算した月数で除して得た率

（1） 特例による障害給付の受給権者の被用
者年金被保険者等であつた期間であつて
政令で定めるものを合算したもの

（2） 昭和三十六年四月一日以後の期間（1）
に掲げる期間並びに二十歳に達した日の
属する月の前月までの期間、六十歳に達
した日の属する月以後の期間及び当該特
例による障害給付の支給事由となつた障
害に係る障害認定日（二以上の障害を支
給事由とする特例による障害給付にあつ
ては、厚生年金保険法第五十一条、国家
公務員共済組合法第八十二条第四項、地
方公務員等共済組合法第八十七条第五項
又は私立学校教職員共済法第二十五条に
おいて準用する国家公務員共済組合法第
八十二条第四項の規定の例による障害認
定日）の属する月後の期間を除く。）

（3） 当該特例による障害給付の受給権者の
相手国期間であつて政令で定めるもの
公的年金被保険者等であつた期間と相手
国期間とを合算した期間に基づく按分率に
より給付の額を計算するものとされた政令
で定める社会保障協定の場合 イ（1）に掲
げる期間の月数を、当該月数と特例による障
害給付の受給権者の相手国期間であつて政
令で定めるものの月数とを合算した月数で
除して得た率

3

第一項の場合において、老齢基礎年金の振替
加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の

振替加算等（以下この項において「新老齢基礎年
金の振替加算等」という。）を支給すべき事由が
生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振
替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算
等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の
振替加算等の額は、第一項の規定にかかわら
ず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相
当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者（同
項第二号に掲げる者を除く。）の配偶者の被用者
年金被保険者等であつた期間のうち、法律に
よつて組織された共済組合（以下「共済組合」と
いう。）の組合員又は私立学校教職員共済法の規
定による私立学校教職員共済制度の加入者（以
下「私学共済制度の加入者」という。）であつた期
間については、当該共済組合又は日本私立学校
振興・共済事業団（第三十二条第八項及び第百
一条第一項において「共済組合等」という。）の確
認を受けたところによる。

（老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特
例）
第十五条 この法律の規定により支給する老齢又
は障害を支給事由とする年金たる給付であつて
政令で定めるものの受給権を有する者に係る老
齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給
の調整に關し必要な事項は、政令で定める。
（障害基礎年金の額の計算の特例）

第十六条 第十二条第一項又は第二項の規定によ
り支給する障害基礎年金（以下この条において
「特例による障害基礎年金」という。）の額は、国
民年金法第三十三条第一項及び第二項の規定に
かかわらず、これらの規定による額に按分率を
乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区
分に依り、当該各号に定める率とする。
一 第十四条第二項第三号イに掲げる場合 イ
に掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期
間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である
場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月

数）を合算した月数で除して得た率
イ 特例による障害基礎年金の受給権者の保
険料納付済期間であつて政令で定めるものと
その者の保険料免除期間であつて政令で
定めるものとを合算したもの
ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに
掲げる期間並びに二十歳に達した日の属す
る月の前月までの期間、六十歳に達した日
の属する月以後の期間及び当該特例による
障害基礎年金の支給事由となつた障害に係
る障害認定日（国民年金法第三十条の第三
項の規定による障害基礎年金については
同項に規定する基準傷病に係る障害認定日
とし、同法第三十一条の規定による
障害基礎年金については併合されたそれぞ
れの障害に係る障害認定日（同法第三十条
の第三項に規定する障害については、同
項に規定する基準傷病に係る障害認定日と
する。）のうちいずれか遅い日とする。）の属
する月後の期間を除く。）

ハ 当該特例による障害基礎年金の受給権者
の相手国期間であつて政令で定めるもの
二 第十四条第二項第三号ロに掲げる場合 前
号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例
による障害基礎年金の受給権者の相手国期間
であつて政令で定めるものの月数とを合算し
た月数で除して得た率

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に
係る国民年金法第三十三条の二第一項の規定に
より加算する額に相当する部分以下この条に
おいて「障害基礎年金の加算」という。の額につ
いて準用する。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、そ
の額が国民年金法第三十一条第二項の規定によ
りその受給権が消滅した障害基礎年金（障害基
礎年金の加算を除く。以下この項において同
じ。）の額より低いときは、第一項の規定にか
かわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額
とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による
障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金
法第三十一条第二項の規定によりその受給権が
消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加
算の額より低いときは、第三項において準用す
る第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎
年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条
の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の
額を改定するときは、前項中「加算の額より低
いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三
条の二第三項の規定の例により改定した額より低
いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」
とあるのは「当該改定した額」とする。
（遺族基礎年金の額の計算の特例）

第十七条 第十一条第一項又は第十三条の規定に
より支給する遺族基礎年金及び同項の規定によ
り支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡した
ことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年
金（以下この条及び第二十二條において「特例に
よる遺族基礎年金」という。）の額は、国民年金
法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定
にかかわらず、これらの規定による額に按分率
を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区
分に依り、当該各号に定める率とする。
一 第十四条第二項第三号イに掲げる場合 イ
に掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期
間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である
場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月
数）を合算した月数で除して得た率
イ 特例による遺族基礎年金の支給事由とな
つた死亡に係る者の保険料納付済期間と
その者の保険料免除期間とを合算したもの
ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例によ
る遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に
係る者の死亡した日の翌日の属する月の前
月までの期間（イに掲げる期間並びに二十
歳に達した日の属する月の前月までの期間

及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）

ハ 当該特例による遺族基礎年金の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 第十四条第二項第三号に掲げる場合 前号に掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族基礎年金の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となった死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

第三節 発効日前の障害又は死亡等に係る給付等に関する特例

(発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する特例)

第十八条 社会保障協定の効力発生の日(二以上の相手国期間を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。以下「発効日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第十一条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八条の規定の適用について

は、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日」から起算して一年を経過した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この項において同じ。)の効力発生の日(二以上の相手国期間(同条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この項において同じ。)を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいう。)において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 発効日において、相手国期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する特例)

第十九条 障害認定日が発効日前にある傷病に係る初診日において、相手国期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十二条第一項、同法第三十条第一項ただし書

並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二 当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である者であること。

2 第十六条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の額について、同条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例)

第二十條 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、その者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十三条第一項、同法第三十七条ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から発効日までとの間に国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合について

では、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、相手国期間中に死亡した者であるとき。

四 第十一条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び同法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八条の二、第十八条の三及び第三十七条の二の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十七条の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る給付等に関する特例

(二以上の相手国期間を有する者に係る国民年金法による給付等の支給要件等に関する特例)

第二十一条 国民年金法による給付等(同法による給付又は給付に加算する額に相当する部分)をいう。次条及び附則第八条において同じ。)の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

(二以上の相手国期間を有する者に係る国民年金法による給付等の額)

第二十二條 前二節の規定により支給する国民年金法による給付等の額は、当該国民年金法による給付等の受給権者（特例による遺族基礎年金又はこれに国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分にあつては、当該特例による遺族基礎年金又は当該加算する額に相当する部分の支給事由となつた死亡に係る者）が二以上の相手国期間（前二節の規定を適用するものとした場合に当該国民年金法による給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該国民年金法による給付等の種類に同じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とする。

第五節 不服申立てに関する特例

第二十三條 第十四条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第七章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

（被保険者の資格の特例）

第二十四條 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となしな。

- 一 日本国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号から第五号までに掲げる者を除く。）
- 二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号から第五号までに掲げる者を除く。）

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号及び第五号に掲げる者を除く。）

四 日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶その他政令で定める船舶において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの

五 第四十一条第二項の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第五十八条第二項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第七十六条第二項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

（厚生年金保険の加入の特例）

第二十五条 前条第一項第二号に該当する者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、社会保障庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることが出来る。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。ただし、前条第一項第二号に該当することとなつた日から一月以内に前項の申出をした者は、その該当するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、社会保障庁長官に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

4 第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得した

とき、若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となつたとき、又は厚生年金保険法第十四条第五号に該当するに至つたときは、その日に、被保険者の資格を喪失する。

一 厚生年金保険法第十四条第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたとき。

二 その事業所に使用されなくなつたとき。

三 厚生年金保険法第八条第一項の認可があつたとき。

四 前項の申出が受理されたとき。

五 前条第一項第二号に該当しなくなつたとき。

5 第一項及び第三項に規定する社会保障庁長官の権限は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

6 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所に委任することができる。

（厚生年金保険の任意単独加入の制限）

第二十六条 厚生年金保険法第十条の規定は、日本国の領域内において就労する者であつて、第二十四条第一項第一号又は第五号のいずれかに該当するもの（政令で定める社会保障協定に係るものに限る、政令で定めるものを除く。）については、適用しない。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

（相手国期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例）

第二十七条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付、同法による保険給付に加算する額に相当する部分又は同法による脱退一時金（以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定で

あつて政令で定めるもの（以下この条において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 老齢厚生年金

二 遺族厚生年金

三 特例老齢年金

四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「老齢厚生年金の加給」という。）

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。）

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。）

八 脱退一時金

（相手国期間を有する者に係る障害厚生年金の支給要件等の特例）

第二十八条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項、次項及び第三十五条第一項において同じ。）を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国

期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章(次条第二項及び第三十六条第一項第二号を除く。)において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七條第一項、第四十七條の二第一項又は第四十七條の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二條第四項又は第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。
(相手国期間を有する者に係る障害手当金の支給要件の特例)

第二十九條 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第三十六條第一項において同じ。)を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治つた日(以下「障害程度を認定すべき日」という。))において厚生年金保険法第五十六條各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。が、その者の傷病による障害について同法第五十五條第二項において準用する同法第四十七條第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間で

あつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第三十六條第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者(当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険法第五十六條各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。))は、同法第五十五條第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。
(相手国期間を有する者に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第三十條 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第三十七條第一項において同じ。)及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八條第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

2 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。第三十七條第一項第二号において「相手国期間中に死亡した者」という。)である場合は、厚生年金保険法第五十八條の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年

金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

3 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八條第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。))は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)
第三十一條 第二十七條の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の厚生年金保険の被保険者期間の月数が六であるものとして計算した額)に期間比率を乗じて得た額(第一号から第三号までに掲げる厚生年金保険法による保険給付等にあつては、同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)とする。

- 一 老齢厚生年金の加給
- 二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算
- 三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算
- 四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該

厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第二十七條の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第二十七條の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四條第一項の規定及び第二十七條の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金等の額の計算の特例)
第三十二條 第二十八條第一項又は第二項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条第一項において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十條第一項及び

第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率

イ 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあっては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日)の属する月後の期間を除く。)

ハ 当該特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの二 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算

した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を厚生年金保険法第五十条第一項後段に規定する額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 特例による障害厚生年金に係る厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第六項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

6 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金

の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

7 第一項及び第二項の規定は第二十九条の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七条本文の規定による額について、第三項及び第五項の規定は当該障害手当金の同条ただし書の規定による額について、それぞれ準用する。

8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)

第三十三条 第三十条の規定により支給する遺族厚生年金及び特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族厚生年金(以下この条及び第三十九条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を

合算した月数(当該合算した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率

イ 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

ハ 当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を厚生年金保険法第六十条第一項第一号ただし書に規定する額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条

第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

5 第十七条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、それぞれ準用する。

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第三十四条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する特例)
第三十五条 障害認定日が発効日前にある傷病に

係る初診日において、相手国期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第二十八條第一項、同法第四十七條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四條第一項及び第六十五條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である者であること。

2 第三十二條第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十條第一項又は第二項の規定による額について、第三十二條第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十條第三項の規定による額について、第三十二條第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十條の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する特例)

第三十六條 障害程度を認定すべき日が発効日前にある傷病に係る初診日において、相手国期間を有する者(障害程度を認定すべき日において

厚生年金保険法第五十六條各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。)であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害程度を認定すべき日において当該傷病により同法第五十五條第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同項の障害手当金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第二十九條第一項、同法第五十五條第二項において準用する同法第四十七條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四條第一項及び第六十五條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である者であること。

2 第三十二條第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七條本文の規定による額について、第三十二條第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の同法第五十七條ただし書の規定による額について、それぞれ準用する。

(発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例)

第三十七條 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八條第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第三十條第一項、同法第五十八條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四條第二項及び第六十五條の規定を参酌して政令で定める受給資

格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において厚生年金保険法第六十三條に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、相手国期間中に死亡した者であるとき(前号に該当する者を除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間に初診日のある傷病又は相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、これらの傷病に係る初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当する者を除く。)

四 第二十七條、厚生年金保険法第四十二條第二号及び同法附則第十四條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九條及び第五十九條の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生

年金保険法第五十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金と、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該遺族厚生年金の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時四十歳（当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳）以上であつたものに限る」とする。

7 第二十七條（第六号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二條第一項の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算に係る加算の要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項の遺族厚生年金の経過的寡婦加算に係る加算の要件たる期間を満たさないものについて準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十條の規定による額
- 二 第三十三條第一項、第二項及び第六項
- 三 第三十三條第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は

遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第三十三條第三項、第四項及び第六項

三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第三十一條第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四條第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七條

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四條第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七條第一項及び第二項

9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等の特例
（一）以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等の支給要件等に関する特例

第三十八條 厚生年金保険法による保険給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

（二）以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等の額

第三十九條 前二節の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給権者（特例による遺族厚生年金又はこれに加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算若しくは遺族厚生年金の

経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族厚生年金又は当該遺族厚生年金の中高齢寡婦加算若しくは遺族厚生年金の経過的寡婦加算の支給事由となつた死亡に係る者が二以上の相手国期間（前二節の規定を適用するものとした場合に当該厚生年金保険法による保険給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該遺族厚生年金保険法による保険給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とする。

第五節 不服申立てに関する特例

第四十條 第四十七條第八項（第四十八條第六項（第五十二條第六項において準用する場合を含む。）、第五十條第二項及び第五十一條第二項において準用する場合を含む。）、第六十四條第八項（第六十五條第六項（第六十九條第六項において準用する場合を含む。）、第六十七條第二項及び第六十八條第二項において準用する場合を含む。）又は第八十二條第八項（第八十三條第六項（第八十七條第六項において準用する場合を含む。）、第八十五條第二項及び第八十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保障審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保障審査会に対して再審査請求をすることができ。

2 第三十二條第八項（第三十三條第六項（第三十七條第八項において準用する場合を含む。）、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第三十二條第八項の規定による確認の処

分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第八章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第四十一條 国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）の規定（長期給付に関する規定を除く。）は、国共済法第二條第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四條の三、第二百二十五條及び第二百二十六條第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十二條の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十條の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）を含む。）のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）には、適用しない。

2 国共済法の長期給付に関する規定は、前項の職員のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例
（相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第四十二條 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び国家公務員共済組合（国共済法第三條第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員である期間（以下「国共済組合員期間」という。）を有し、かつ、国共済法による長期給付、国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は国共済法による一時金（以下「国共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算

する障害共済年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。）の規則国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（特例による障害共

済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(一以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日)の属する月後の期間を除く。)

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数(国共済法第八十二条第一項第一号に規定する月数をいう)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数
ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第六項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、同号イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
6 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権

が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

7 第一項及び第二項の規定は第四十四条の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)
第四十八条 第四十五条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金(以下この条及び第五十四条において「特例による遺族共済年金」という。)の額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率

数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率
イ 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数(国共済法第八十九条第一項第一号イに規定する月数をいう)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
イ 第一号イに掲げる期間の月数
ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除し

て得た率を乗じて得た月数

3 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

5 第十七条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、それぞれ準用する。

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十九条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に關する特例)

第五十条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十七条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第四十七条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第四十七条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に關する特例)

第五十一条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有するもの(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該退職の日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第四十七条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第四十七条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

(発効日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に關する特例)

第五十二条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。
二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前号に該当するものを除く。)

三 第四十二条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすと

き。

2 国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による額 第四十八條第一項、第二項及び第六項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共

遺族共済年金の経過的寡婦加算の額
第四十八条第三項、第四項及び第六項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十六條第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七條

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七條第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例
(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例)

第五十三條 国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の額)
第五十四條 前二節の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、当該国共済法による長期給付等の受給権者(特例による遺族共済

年金又はこれに加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の給付事由となつた死亡に係る者)が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該国共済法による長期給付等の種類に依り、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

第五節 不服申立てに関する特例等
(国共済法の規定による審査請求の特例)

第五十五條 第十四條第四項、第三十二條第八項(第三十三條第六項(第三十七條第八項において準用する場合を含む。)、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。又は第八十二條第八項(第八十三條第六項(第八十七條第六項において準用する場合を含む。)、第八十五條第二項及び第八十六條第二項において準用する場合を含む。の規定による確認(国共済組合員期間に係るものに限る。))に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ、
2 第四十七條第八項(第四十八條第六項(第五十二條第六項において準用する場合を含む。)、第五十條第二項及び第五十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第四十七條第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)
第五十六條 国共済法第三十三條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。の)の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を經由して行うことができる。

2 前項の場合における国共済法第三十三條第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた国共済法の規定による処分に対する国共済法第三十三條第一項の規定による審査請求については、適用しない。

(財務大臣の権限)

第五十七條 財務大臣は、社会保障協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、
第九章 地方公務員等共済組合法の適用
第一節 地方公務員等共済組合法の適用
範圍に関する特例

第五十八條 地方公務員等共済組合法(以下「地共済法」という。の)規定(長期給付に関する規定を除く。は、地共済法第二百四十一條第一項及び第二項、第二百四十一條の二、第二百四十二條第一項並びに第二百四十四條の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。))には、適用しない。

2 地共済法の長期給付に関する規定は、前項の

職員及び地共済法第四十條第一項に規定する公庫等職員(同條第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。の)のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例
第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十九條 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。及び地方公務員共済組合(地共済法第三條第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。の)組合員である期間(以下「地共済組合員期間」という。))を有し、かつ、地共済法による長期給付、地共済法による長期給付に相当する金額に相当する部分又は地共済法による一時金(以下「地共済法による長期給付等」という。))のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。))に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金
二 遺族共済年金
三 地共済法第八十條第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九條の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 地共済法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金(第六十三条第一項において「脱退一時金」という。)

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

(相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第六十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合)にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例)

第六十一条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)中に初診日のある公務によらない傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合)にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第六十八条第一項において「相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病」という。による障害を有する者(その退職の日(地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日)をいう。第六十八条第一項において同じ。)において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。は、地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

協定に係るものを除く。)中に初診日のある公務によらない傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合)にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第六十八条第一項において「相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病」という。による障害を有する者(その退職の日(地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日)をいう。第六十八条第一項において同じ。)において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。は、地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例)

第六十二条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第六十九条第一項において同じ。)及び地共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者(政令で定める社会保障協定に係る場合)にあっては、これに相当する者として政令で定めるものとする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。である場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 相手国期間及び地共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第六十三条 第五十九条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額(脱退一時金にあっては、当該脱退一時金の受給権者の地共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給

二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(地共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の

退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第六十四条 第六十条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。)の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合)にあっては、イ及びロに掲げる期間の月数を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えないときは、三百月)で除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日

の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となった障害に係る障害認定日（二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあっては、地共済法第八十七条第五項の規定の例による障害認定日）の属する月後の期間を除く。）

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの二公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保険協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる地共済組合員期間の月数（地共済法第八十七条第一項第一号に規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保険協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数
ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た率

4 特例による障害共済年金に係る地共済法第十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第六項において「地共済法の障

害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

6 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

7 第一項及び第二項の規定は第六十一条の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条（後段を除く。）の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

（地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例）
第六十五条 第六十二条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金（以下この条及び第七十一条において「特例による遺族共済年金」という。）の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ（一）の規定による金額特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの
二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る

者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる地共済組合員期間の月数（地共済法第九十九条の二第一項第一号イに規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保険協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数
ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た率

3 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

5 第十七条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、それぞれ準用する。

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の支給停止の特例)

第六十六条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に關する特例)

第六十七条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第六十四条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第

六十四条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の退職の日において障害の状態にある者の地共済法による障害一時金の支給に關する特例)

第六十八条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有するもの(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該退職の日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第九十六条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第六十四条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条(後段を除く。)の規定による金額について、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

(発効日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に關する特例)

第六十九条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき

(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前号に該当するときを除く。)

三 第五十九条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五條、第四十六條並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合において準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十九条第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。の規定は、第一項第三号に該当す

ることにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による額 第六十五条第一項、第二項及び第六項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十五条第三項、第四項及び第六項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十三条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者

に係る長期給付等に関する特例
(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例)

第七十条 地共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等の額)

第七十一条 前二節の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、当該地共済法による長期給付等の受給権者(特例による遺族共済年金又はこれに加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の給付事由となつた死亡に係る者が二以上の相手国期間、前二節の規定を適用するものとした場合に当該地共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該地共済法による長期給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

第五節 不服申立てに関する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第七十二条 第十四条第四項、第三十二条第八項(第三十三条第六項(第三十七条第八項において準用する場合を含む。)、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)

む。又は第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定による確認(地共済組合員期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ、

2 第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第六十四条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)
第七十三条 地共済法第七十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。))の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経出した相手国実施機関等に審査請求書提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた地共済法の規定による処分に対する地共済法第七十七条第一項の規定による審査請求については、適用しない。

(主務大臣の権限)

第七十四条 地共済法第四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、社会保障協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地

方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ、

(地方公務員共済組合連合会の事業)
第七十五条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、社会保障協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第十章 私立学校教職員共済法関係
第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例
第七十六条 私立学校教職員共済法(以下「私学共済法」という。))の短期給付に関する規定は、教職員等(私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。次項において同じ。))のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、政令で定める者に限る。)

二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、政令で定める者に限る。)

四 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としていないこととされた者

2 私学共済法の長期給付に関する規定は、教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。
一 日本国の領域内において就労する者であつ

て、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

4 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、それぞれ、政令で定める範囲内において、私学共済法第四十一条に規定する共済規程で定める。

一 第一項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

二 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

第二節 長期給付等に関する特例
第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例
(相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第七十七条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。))及び私学共済法第七十七条第一項に規定する加入者期間(以下「私学共済加入者期間」という。))を有し、かつ、私学共済法による長期給付、私学共済法による長期給付に加算する金額

に相当する部分又は私学共済法による一時金（以下「私学共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金
二 遺族共済年金

三 私学共済法第二十五条において準用する国共済法（以下この章において「準用国共済法」という。）第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

六 準用国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金（第八十一条第一項において「脱退一時金」という。）

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。
（相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）

第七十八条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するもの、準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。
（相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例）

第七十九条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。中に初診日のある職務によらない傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第八十六条第一項において「相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病」という。）による障害を有する者（その退職の日（準用国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。第八十六条第一項において同じ。）において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、準用国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。
（相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の

支給要件の特例）

第八十条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第八十七条第一項において同じ。）及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 相手国期間及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第八十一条 第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額（脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の私学共済加入者期間の月数が六月であるものとして算定した額）に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給
二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職準用国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第八十二条 第七十八条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。)の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする)とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあっては、準用国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日)の属する月後の期間を除く。)

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により

給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる私学共済加入者期間の月数(準用国共済法第八十二条第一項第一号に規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数
ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 特例による障害共済年金に係る準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第六項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零であ

る場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率
二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

6 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

7 第一項及び第二項の規定は第七十九条の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合の承認を受けたところによる)。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)
第八十三条 第八十条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金(以下この条及び第八十九条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(特例による遺族共済年

金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする)とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる私学共済加入者期間の月数(準用国共済法第八十九条第一項第一号イに規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされ

た政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

5 第十七条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族

共済年金に加算する額について、それぞれ準用する。

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第八十四条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に關する特例)

第八十五条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第八十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第八十二条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第八十二条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、そ

れぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の退職の日において障害の状態にある者の私学共済法による障害一時金の支給に關する特例)

第八十六条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害を有するもの(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該退職の日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第八十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第八十二条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

(発効日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に關する特例)

第八十七条 私学共済制度の加入者であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、準用国共

済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前号に該当するものを除く。)

三 第七十七条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 準用国共済法第二十一条第三号、第二項及び第三項、第四十三号、第四十四号並びに第七十四号の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第七十七条第一項、第四号及び第五号に係る部分に限る。の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に

規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による額 第八十三条第一項、第二項及び第六項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算の額 第八十三条第三項、第四項及び第六項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算の額 第八十一条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、

発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例
(一)以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例

第八十八条 私学共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

(二)以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等の額

第八十九条 前二節の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、当該私学共済法による長期給付等の受給権者(特例による遺族共済年金又はこれに加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは私学共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは私学共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算の給付事由となつた死亡に係る者)が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該私学共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該私学共済法による長期給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

第五節 不服申立てに関する特例等
(私学共済法の規定による審査請求の特例)

第九十条 第十四条第四項、第三十二条第八項

(第三十三条第六項(第三十七条第八項において準用する場合を含む。)、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。))又は第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。))の規定による確認(私学共済加入者期間に係るものに限る。))に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。の場合において、私学共済加入者期間以外に期間に係る第八十二条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に関する処分について不服の理由とすることができない。
(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第九十一条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。))の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経過した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた私学共

済法の規定による処分に対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、適用しない。

(文部科学大臣の権限)

第九十二条 文部科学大臣は、社会保障協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対し、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整
第一節 二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る給付の支給の調整

(老齢給付の加給の支給の調整)
第九十三条 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。))の支給を受けることができる者については、国共済法第七十九条第七項(私学共済法第二十五条において読み替へて準用する場合を含む。))及び地共済法第八十一条第八項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給の調整)
第九十四条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定める

ものとする。以下この章(第四項及び第九十七
条第二項を除く。)において「相手国期間中に初
診日のある傷病」という。による障害を有する
者であつて、当該障害に係る障害認定日におい
て二以上の被用者年金被保険者等であつた期間
を有するもの(当該初診日において、当該傷病
以外の傷病による障害を支給事由とする被用者
年金各法による年金たる給付の受給権を有する
者に限る。)は、当該年金たる給付に係る被用者
年金被保険者等であつた期間のみを有するもの
とみなして、第二十八条第二項、第四十三條第
一項、第六十條第一項又は第七十八條第一項の
規定を適用する。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害
を有する者であつて、当該障害に係る障害認定
日において二以上の被用者年金被保険者等であ
つた期間を有するもの(当該障害認定日がそ
の間の期間中に係る障害を支給事由とする被用
者年金各法による年金たる給付の受給権を有す
るに至つた者を除く。)は、当該一の期間のみ
を有するものとみなして、第二十八條第二項、
第四十三條第一項、第六十條第一項又は第七
十八條第一項の規定を適用する。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害
を有する者であつて、当該障害に係る障害認定
日において二以上の被用者年金被保険者等であ
つた期間を有するもの(前二項の規定により同
一の障害を支給事由とする被用者年金各法によ
る年金たる給付の受給権を有するに至つた者を
除く。)は、当該障害認定日前の直近の被用者
年金被保険者等の資格を喪失した日の前日にお
ける被用者年金被保険者等であつた期間のみを
有するものとみなして、第二十八條第二項、第
四十三條第一項、第六十條第一項又は第七十八
條第一項の規定を適用する。ただし、その者が
当該障害を支給事由とする被用者年金各法によ
る年金たる給付の受給権を有するに至らなかつ
た場合にあつては、その者を当該資格を喪失し

た日前の直近の資格を喪失した日の前日にお
ける被用者年金被保険者等であつた期間のみを
有する者とみなして、これらの規定を適用する
ものとし、これによつても当該年金たる給付の
受給権を有するに至らなかつた場合にあつても
同様とする。

4 前三項の規定は、相手国期間(政令で定める
社会保障協定に係るものを除く。)中に初診日の
ある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場
合にあつては、これに相当するものとして政令
で定めるものとする。第九十七條第二項にお
いて同じ。)による障害を有する者であつて、当
該障害に係る障害認定日又は第四十四條、第六
十條若しくは第七十九條に規定する退職の日
(以下「障害認定日等」という。)において二以
上の被用者年金被保険者等であつた期間を有
するもの(障害手当金又は障害一時金の支給に
ついて準用する。この場合において、第一項中「以
下この章(第四項及び第九十七條第二項を除
く。）」とあるのは「次項及び第三項」と、「障害
認定日」とあるのは「第四項に規定する障害認
定日」とあるのは「第四項に規定する障害認定
日」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当
金又は障害一時金(以下この条において「障害
手当金等」という。）」と、「当該年金たる給付」と
あるのは「当該障害手当金等」と、「第二十八
條第二項、第四十三條第一項、第六十條第一
項又は第七十八條第一項」とあるのは「第二
十九條第二項、第四十四條、第六十一條又は
第七十九條第二項、第六十一條又は第七十九
條」と、前項中「障害認定日」とあるのは「次
項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給
付」とあるのは「障害手当金等」と、「障害認定
日」とあるのは「障害認定日等前」と、「第二十八

条第二項、第四十三條第一項、第六十條第一
項又は第七十八條第一項」とあるのは「第二
十九條第二項、第四十四條、第六十一條又は
第七十九條」と読み替へるものとする。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間
を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調
整)

第九十五條 相手国期間中に初診日のある傷病に
より当該傷病に係る初診日から起算して五年を
経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡
した日において二以上の被用者年金被保険者等
であつた期間を有するもの(当該死亡した日が
その間の期間中に係る者に限る。)は、当該一の
期間のみを有するものとみなして、第三十條第
三項、第四十五條第二項、第六十二條第二項又
は第八十條第二項の規定を適用する。

2 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係
るものを除く。)中に死亡した者(政令で定める
社会保障協定に係る場合にあつては、これに相
当する者として政令で定める者とする。第九
十八條第一項において「相手国期間中に死亡した
者」という。)又は相手国期間中に初診日のある
傷病により当該傷病に係る初診日から起算して
五年を経過する日前に死亡した者であつて、当
該死亡した日において二以上の被用者年金被保
険者等であつた期間を有するもの(前項の規定
により同一の死亡を支給事由とする被用者年金
各法による年金たる給付の受給権を有するに
至つた者がある場合における当該死亡に係る者
を除く。)は、当該死亡した日前の直近の被用者
年金被保険者等の資格を喪失した日の前日にお
ける被用者年金被保険者等であつた期間のみを
有するものとみなして、第三十條第二項及び第
三十三條、第四十五條、第六十二條又は第八
十條の規定を適用する。ただし、その者の死亡
を支給事由とする被用者年金各法による年金たる
給付の受給権を有するに至る者がない場合にあ
つては、当該死亡した者を当該資格を喪失した
日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用

者年金被保険者等であつた期間のみを有する者
とみなして、これらの規定を適用するものと
し、これによつても当該年金たる給付の受給権
を有するに至る者がない場合にあつても、同様
とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

第九十六條 第二十七條、第四十二條第一項、第
五十九條第一項又は第七十七條第一項の規定に
より、同時に同一の死亡を支給事由とする二以
上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法
の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の
遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法
の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項
及び第九十九條第一項において「遺族給付の中
高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることが
できる者は、国共済法第九十三條第二項(私学
共済法第二十五條において読み替へて準用する
場合を含む。)及び地共済法第九十九條の六第二
項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の
遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、
他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止す
る。この場合において、当該最も高い遺族給付
の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年
金各法の定めるところにより、その一の遺族給
付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺
族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

2 第二十七條、第四十二條第一項、第五十九條
第一項又は第七十七條第一項の規定により、同
時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族
厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共
済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済
年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共
済年金の経過の寡婦加算(以下この項及び第九
十九條第二項において「遺族給付の経過の寡婦
加算」という。)の支給を受けることができる者
は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第
四項(私学共済法第四十八條の二の規定により
その例によることとされる場合を含む。)及び昭
和六十年地共済改正法附則第二十九條第四項の

規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あるときは、其の年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整

(発効日前に障害認定日又は障害程度を認定すべき日がある場合における二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金及び障害手当金の支給の調整)

第九十七条 障害認定日が発効日前にある傷病(当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である場合に限る。)に係る初診日において相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)を有し、被用者年金被保険者等でない者が、当該障害認定日において、当該傷病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十四条第一項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八條第一項とあるのは、「第三十五条、第五十条、第六十七條又は第八十五條」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 障害程度を認定すべき日又は第四十四条、第六十一条若しくは第七十九条に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。)が発効日前にある傷病(当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である場合に限る。)に係る初診日において相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)を有し、被用者年金被保険者等でない者が、当該障害程度を認定すべき日等において当該傷病に

より当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金又は障害一時金の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日等において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十四条第四項において読み替えて準用する同条第一項から第三項までの規定中「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」とあるのは、「第三十六条、第五十一条、第六十八條又は第八十六條」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(発効日前の死亡した日に二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調整)

第九十八條 被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に死亡した者に限る。)が発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十五条第二項中「第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条」とあるのは、「第三十七條、第五十二条、第六十九條又は第八十七條」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者に限る。)が発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十五条中「第三十条第三項、第四十五条第二項、第六十二条第二項又は第八十条第二項」とあり、及び「第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条」とあるのは「第三十七條、第五十二条、第六十九條又は第八十七條」と読み替えて同条の規定を準用する。(発効日前の死亡の場合における遺族給付の中

五項又は第八十七條第五項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第九十六条第二項の規定は、第三十七條第七項、第五十二条第五項、第六十九條第五項又は第八十七條第五項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

第十二章 雑則

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第百條 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会(昭和二十八年法律第二百六号第五條第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。))の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。次条において同じ。))の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

- 一 国民年金法第百一条第一項
- 二 国民年金法附則第九條の三の二第五項
- 三 厚生年金保険法第九十條第一項
- 四 厚生年金保険法第九十一條
- 五 厚生年金保険法附則第二十九條第六項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四條若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第二項の規定による再審査請求の期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた国民年金法又は厚生年金保険法による処分に対する第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、適用しない。

(相手国法令による申請等)

第百一条 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「相手国法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に係る文書を日本国実施機関等(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。))に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。

2 相手国法令において相手国実施機関等に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を相手国実施機関等に送付するものとする。(情報の提供等)

第百二條 日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(以下この条において「日本側保有機関」という。)は、公的年金各法並びに医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法をいう。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(以下この項において「日本側適用法令」という。)の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者、加入者若しくは加入者であった者又は公的年金各法による給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この条において

「保有情報」という。を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に必要な限度において、社会保障協定に規定する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等（以下この条において「相手国側保有機関」という。）に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、前項の場合のほか、相手国側保有機関（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）からの要請に基づいて、当該社会保障協定に係る相手国法令の規定の実施のために必要と認められる場合であつて、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は保有情報の本人若しくはその遺族の同意が得られるときに限り、当該保有情報を、当該相手国側保有機関に対して提供することができる。

3 前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族政令で定める社会保障協定に係るものに限る。は、日本側保有機関の長に対し、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。

4 日本側保有機関の長は、前項の開示の請求があつたときは、当該開示の請求をした者に対し、書面により当該開示の請求に係る情報について開示をしなければならない。

5 日本側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

ばならない。

（戸籍事項の無料証明）

第百三条 市町村長 特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。は、相手国年金の受給権者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）の適用を受ける者、相手国法令の適用を受けたことがある者又は相手国年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（経過措置）

第百四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（実施命令）

第百五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、社会保障協定及びこの法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

（政令への委任）

第百六条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の社会保障協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年三月三十一日ま

での間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十条及び第三十一条の規定は公布の日から、第五章の規定は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（国民健康保険の被保険者等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（次条第一項及び附則第十七条において「施行日」という。）から健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条、第五條第一項第三号及び第二百二條第一項の規定の適用については、第一条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国民年金法」とあるのは「国民年金法」と、同号中「しないこと」とされた者、次条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者としていないこととされた者」とあるのは「しないこと」とされた者」と、同項中「並びに医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法をいう。）及び高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは「及び医療保険各法（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六條第一項に規定する医療保険各法をいう。）とする。」

（労働者災害補償保険法等の適用に関する経過措置）

第三条 施行日から雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第四条第一項の規定の適用については、同項中「第三条」とあるのは「第十条」と、「第二条第一項」とあるのは「第十七条」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としていないこととされた者については、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、船員法第十章、

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）の規定は、適用しない。

（初診日が昭和六十一年四月一日前における傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給に関する経過措置）

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前における傷病又は初診日が同日前における傷病による障害（相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭和六十一年四月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置）

第五条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であつた期間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて政令で定めるものが発効日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例）

第六条 第十一条第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（次条及び附則第八条において「旧国民年金法」という。）による通算老齢年金について準用する。

第七条 旧国民年金法による障害年金（当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が

適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害が相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。)によるものは、これらの規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(一)以上の相手国期間を有する者に係る国民年金法による給付等に関する特例

第八条 第六章第四節の規定は、附則第四条から前条までの規定により支給する国民年金法による給付等及び旧国民年金法による給付について準用する。

第九条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前における傷病又は初診日がある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金又は障害手当金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が発効日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

要な事項は、政令で定める。

(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)

第十一条 第二十七条の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金(次項において「旧厚生年金保険法による脱退手当金」という。)

2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額及び旧厚生年金保険法による脱退手当金の額は、第三十一条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

第十二条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条

条第二項ただし書に規定するその他障害が相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。)によるものは、これらの規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(一)以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等に関する特例

第十三条 第七章第四節の規定は、附則第九条から前条までの規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等及び旧厚生年金保険法による保険給付について準用する。

(旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例)

第十四条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)以下この項において同じ。及び昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者については、当該支給要件規定を適用する場合には、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを、旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金(次項において「旧船員保険法による老齢年金」という。)

(次項において「旧船員保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齢年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による脱退手当金(次項において「旧船員保険法による脱退手当金」という。)

2 前項の規定により支給する旧船員保険法による老齢年金(旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額及び旧船員保険法による脱退手当金の額は、第三十一条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

第十五条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害が相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。)によるものは、これらの規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(一)以上の相手国期間を有する者に係る旧船員

保険法による保険給付に関する特例)
第十六条 第七章第四節の規定は、前二条の規定により支給する旧船員保険法による保険給付について準用する。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第十七条 施行日が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第六十六条の規定の施行の日以前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。)」とあるのは、「当該職員とみなされる者」とする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)
第十八条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び国共済組合員期間を有する者に係るものを除く。))に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)
第十九条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(国共済法の旧脱退一時金等の支給)
第二十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))以下この項において同じ。及び昭和六十一年四月一日前の国共済組合員期間を有し、かつ、昭和六十一年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものをその者の国共済組合員期間に算入して昭和六十一年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第四十二条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

事項は、政令で定める。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)
第二十一条 第八章第四節の規定は、前三条の規定により支給する国共済法による長期給付等について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)
第二十二条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び地共済組合員期間を有する者に係るものを除く。))に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(地共済法の旧脱退一時金等の支給)
第二十三条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(地共済法の旧脱退一時金等の支給)
第二十四条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))以下この項において同じ。及び昭和六十一年四月一日前の地共済組合員期間を有し、かつ、昭和六十一年地共済改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものをその者の地共済組合員期間に算入して昭和六十一年地共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第五十九条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)
第二十五条 第九章第四節の規定は、前三条の規定により支給する地共済法による長期給付等について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)
第二十六条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び私学共済加入者期間を有する者に係るものを除く。))に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)
第二十七条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(私学共済法の旧脱退一時金等の支給)
第二十八条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))以下この項において同じ。及び昭和六十一年四月一日前の私学共済加入者期間を有し、かつ、私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものをその者の私学共済加入者期間に算入して私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。

給する。ただし、その者が第七十七条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第八十一条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

(一)以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等に関する特例

第二十九条 第十章第四節の規定は、前三条の規定により支給する私学共済法による長期給付等について準用する。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項ただし書中「に係る障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に改める。

第二十一条第三項中「に係る障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に、「当該障害程度を認定すべき日」を「当該障害に係る障害程度を認定すべき日」に改める。

第六十七条第四項中「障害程度を認定すべき日」を「障害認定日」に、「日(以下)」を「日(附則第三十六条第二項において)」に改める。

附則第十條第一項各号列記以外の部分中「厚生年金保険の」を「当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の」に改める。

附則第三十六条第二項中「障害程度を認定すべき日等」を「障害程度を認定すべき日又は第三十一条第三項、第四十三条第三項若しくは第五十六条第三項に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。が)に、「二以上の」を「当該障害に係る障害

認定日等において二以上の」に改める。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十一条 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項ただし書中「に係る障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に改める。

第二十条第三項中「に係る障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に、「当該障害程度を認定すべき日」を「当該障害に係る障害程度を認定すべき日」に改める。

第六十六条第四項中「障害程度を認定すべき日」を「障害認定日」に、「日(以下)」を「日(附則第三十六条第二項において)」に改める。

附則第十條第一項各号列記以外の部分中「厚生年金保険の」を「当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の」に改める。

附則第三十六条第二項中「障害程度を認定すべき日等」を「障害程度を認定すべき日又は第三十条第三項、第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。が)に、「二以上の」を「当該障害に係る障害認定日等において二以上の」に改める。

(他の法律の廃止)

第三十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)

二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)

三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国

との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二百二十六号)

四 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二百二十七号)

五 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

六 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

七 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十八年法律第七十二号)

(前条の規定による法律の廃止に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第三十四条 附則第三十二条の規定による廃止前の同条第一号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる法律の規定により支給する公的年金各法による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分(以下この条において「公的年金各法による給付等」という。)は、この法律中の相当する規定により支給する公的年金各法による給付等とみなして、この法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成十九年五月十六日印刷

平成十九年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇